

平成29年第1回那須烏山市議会3月定例会（第1日）

平成29年2月28日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 5時58分

◎出席議員（18名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
まちづくり課長	佐藤博樹
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	福田守
こども課長	齋藤進
農政課長	糸井美智子
商工観光課長	石川浩
環境課長	薄井時夫

都市建設課長
上下水道課長
学校教育課長
生涯学習課長
文化振興課長

小田倉 浩
奥 澤 隆 夫
岩 附 利 克
柳 田 啓 之
両 方 裕

◎事務局職員出席者

事務局長
書 記
書 記

水 沼 透
大 鐘 智 夫
塩野目 庸 子

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 発議第 1 号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正について（委員長提出）
- 日程 第 4 発議第 2 号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について（委員長提出）
- 日程 第 5 議案第 3 6 号 那須烏山市監査委員の選任同意について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 3 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 1 8 号 那須烏山市中小企業振興基本条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 1 9 号 那須烏山市個人情報保護条例及び那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 2 0 号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 0 議案第 2 1 号 那須烏山市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 1 議案第 2 2 号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 2 議案第 2 3 号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 3 議案第 2 4 号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 4 議案第 2 5 号 那須烏山市税条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 5 議案第 2 6 号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 6 議案第 2 7 号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について（市

- 長提出)
- 日程 第17 議案第28号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正
について (市長提出)
- 日程 第18 議案第29号 那須烏山放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正について (市長提出)
- 日程 第19 議案第30号 那須烏山市民ふれあい農園設置、管理及び使用料条例等
の一部改正等について (市長提出)
- 日程 第20 議案第31号 那須烏山市ふれあい交流体験館設置、管理及び使用料条
例の一部改正について (市長提出)
- 日程 第21 議案第32号 那須烏山市工場立地法準則条例の一部改正について (市
長提出)
- 日程 第22 議案第33号 那須烏山市公民館設置、管理及び使用料条例の一部改正
について (市長提出)
- 日程 第23 議案第34号 那須烏山市自家用有償バス事業基金設置及び管理条例の
廃止について (市長提出)
- 日程 第24 議案第35号 那須烏山市農業者健康増進施設設置及び管理条例の廃止
について (市長提出)
- 日程 第25 議案第10号 平成28年度那須烏山市一般会計補正予算 (第4号) に
ついて (市長提出)
- 日程 第26 議案第11号 平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算
(第2号) について (市長提出)
- 日程 第27 議案第12号 平成28年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予
算 (第1号) について (市長提出)
- 日程 第28 議案第13号 平成28年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算 (第
3号) について (市長提出)
- 日程 第29 議案第14号 平成28年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正
予算 (第1号) について (市長提出)
- 日程 第30 議案第15号 平成28年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算
(第2号) について (市長提出)
- 日程 第31 議案第16号 平成28年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号) について (市長提出)
- 日程 第32 議案第17号 平成28年度那須烏山市水道事業会計補正予算 (第2

- 号) について (市長提出)
- 日程 第33 議案第 1号 平成29年度那須烏山市一般会計予算について (市長提出)
- 日程 第34 議案第 2号 平成29年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第35 議案第 3号 平成29年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第36 議案第 4号 平成29年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第37 議案第 5号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第38 議案第 6号 平成29年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第39 議案第 7号 平成29年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第40 議案第 8号 平成29年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について (市長提出)
- 日程 第41 議案第 9号 平成29年度那須烏山市水道事業会計予算について (市長提出)
- 日程 第42 議案第38号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について (市長提出)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（渡辺健寿） 皆さん、おはようございます。傍聴席には大勢の皆さんにおいでいただきまして、大変ありがとうございます。今後とも、よろしく願いいたします。

ただいま出席している議員は18名全員です。定足数に達しておりますので、平成29年第1回那須烏山市議会3月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る2月21日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（渡辺健寿） ここで、市長の挨拶とあわせ行政報告を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 挨拶]

○市長（大谷範雄） 皆様、おはようございます。平成29年第1回那須烏山市議会3月定例会の開会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、年度末に当たり何かと御多用、御多忙の中を御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

今期定例会、当初予算案9件、補正予算案8件、条例案18件、人事案2件、議決案1件、計38議案、上程させていただきます。執行部一同、誠心誠意務めさせていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。

主たるものにつきまして、行政報告をさせていただきます。1月から2月にかけて市内各地区で市政懇談会を開催いたしました。多くの市民の皆様方に御参加いただきまして、市民の皆様方からは多岐にわたる貴重な御意見をいただきまして、感謝を申し上げる次第であります。懇談会で出されました意見、要望等につきましては、できる限り市政に反映できるよう努力をしてまいり所存でございます。

1月8日には、平成29年那須烏山市成人式を風月カントリー倶楽部にて開催いたしております。ことしは264人が成人を迎えまして、うち8割に当たる205人が式典に出席いたしました。本市の人口減少対応は、待ったなしの状況でございます。新成人の皆様方に那須烏山

市が住みたいまち、住み続けたいまちと感じていただくためにも、魅力あるまちづくりの推進を改めて肝に銘じたところであります。

1月11日は、高根沢町、栃木銀行及び東日本旅客鉄道とともに、JR烏山線沿線まちづくり推進協議会を設立いたしました。この協議会では、地方創生推進交付金事業といたしまして、今年度から平成30年度まで3カ年間の事業年度といたしましておりまして、今年度は烏山高等学校、高根沢高等学校と企業のコラボレーションによる地域資源創出、マーケティングのための調査活動等を実施しているところでございます。来年度以降につきましては、モニターツアーの実施、広域連携のマルシェの開催、周遊観光イベント等の開催を予定いたしております。これらを実施することによりまして、広域連携による地域一体となりましたにぎわいを創出して、稼ぐ力につながるまちづくりができるものと、このように期待をいたしております。

1月20日には、教育長、教育委員並びに私をメンバーといたします総合教育会議を開催いたしました。教育に関する諸問題につきまして議論を交わしました。会議では、今年度から始まりましたスーパーティーチャー事業に係る実績の報告等につきまして、意見交換を行っております。スーパーティーチャー事業につきましては、各学校から1名を選出いたしまして、学力が全国でも上位に位置しております福井県福井市に派遣いたしまして、指導方法等について習得してもらいました。その後、その先生方が指導者となって、それぞれの学校内において指導方法等の研修を行い、先生方の指導力の全体的なレベルアップが図られたとのこととございまして、今後、子供たちの学力向上につながるものと、このように考えております。

総合教育会議につきましては、今後も年2回程度、開催いたしまして、意見交換等を行いつつ、教育施策に反映させていきたいと、このように考えております。

2月5日には、ユネスコ無形文化遺産登録記念講演会が、連携を組んでおります鹿沼市の市民文化センターにおいて開催されました。両市の市民合わせまして約900人の参加者でございまして、両市住民の皆さん方のお祭りに対する関心の高さを感じることができました。今後も鹿沼市と連携をし、各種の事業に取り組んでまいることといたしております。

2月26日には、まちづくり研究会による活動報告会が開かれました。10団体から、活動内容の発表がございました。特に烏山高等学校と足利工業大学が共同で取り組みました鉄道唱歌に係る発表が極めて興味深く、「JR烏山線の鉄道唱歌を活用した地域活性化に向けた取り組み～『烏寶線鉄道唱歌』の発掘から、『現代版鉄道唱歌』制作を踏まえて～」と題し、烏山線沿線の観光ポイントを押さえた17番までの歌となっております。今後はジオパークとの連携を図った取り組みを進めてまいりたいと思います。

また、ほかに宇都宮共和大学等4大学、野うさぎくらぶ等の団体の発表等をお聞きいたしましたが、いずれも地域の活性化につながるすばらしい活動でございました。

本3月定例会におきまして、当初予算を上程することとなりますが、本市の地方創生の取り組みは、既に国の地方創生先行型交付金、あるいは地方創生加速化交付金、これを活用した事業の推進を図っておりますが、今後も地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金を活用し、まち・ひと・しごと創生総合戦略を重点的に進めていくことにいたしております。

那須烏山市総合戦略につきましては、4つの基本目標といたしまして、安定した雇用の創出、流入人口の増加、若い世代への支援、時代に合った地域づくり、これを設定いたしまして、各種事業を全力で推進をしております。

本市を取り巻く情勢は、決して楽観できるものではございません。しかしながら、本市には歴史的文化遺産、観光資源、豊かな農林水産物など、多分野にわたりまして多くの資源がございます。これらの資源をさらに磨き上げていくことが本市の地方創生の原点であると、このように考えております。今後も市民の皆様を初め、企業、農商工団体、自治会等との官民協働、さらには将来を担う若い世代の魅力ある提案等を取り入れながら、これまで一貫して進めてまいりました教育・福祉・医療対策のさらなる充実を図りながら、産学官金オール那須烏山体制で、「みんなの知恵と協働によるひかり輝くまちづくり」の実現のために、総力を挙げて努めてまいりたいと考えております。

結びに、今定例会におきまして、38議案上程させていただきますが、改めて慎重審議を賜りますことを重ねてお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡辺健寿） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

18番 平塚英教議員

1番 相馬正典議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（渡辺健寿） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月16日までの17日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

日程第3 発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正について、及び日程第4 発議第2号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正については、関連がありますことから、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

◎日程第3 発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正について

◎日程第4 発議第2号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） よって、発議第1号及び発議第2号は、一括して議題といたします。なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

本案について、議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、16番高田悦男議員。

〔議会運営委員会委員長 高田悦男 登壇〕

○議会運営委員会委員長（高田悦男） おはようございます。ただいま上程されました発議第1号及び第2号について、提案理由を申し上げます。

本年1月13日の議会改革調査特別委員会におきまして、本市議会の議員定数を1名減の17名とすることが決まりました。これにより、那須烏山市議会議員定数条例について所要の改正を行うものであります。

あわせて、議員定数が17名となることから、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の総務企画常任委員会委員の定数を1名減の5名とするものであります。

何とぞ慎重審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

〔18番 平塚英教 登壇〕

○18番（平塚英教） 発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正について及び発議第2号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について、これらは定数削減に関する提案でございますので、反対討論を申し上げます。

11年前に南那須町と烏山町が合併をいたしまして、那須烏山市が誕生したわけでございます。当時、旧南那須町議会は定数が17名であり、旧烏山町議会は19名でございました。それが合併新市の議員定数を、定数20名としたわけでございます。それを7年前の通常市議会議員選挙時から18名に削減をし、現在に至っております。

18名は合併当時から見れば半分でございます。決して多過ぎるものではないと考えます。これ以上の削減は、中山間地域を多く抱える本市にとって、議員空白地域が広がり、地域間格差の拡大が危惧され、地域の要求や声が行政に届きにくくなるものと、このように考えます。

地方議会は、行政執行者に対し、住民の声・要求を届け、また二元代表制により、行政執行が行き過ぎたり間違ったりしないようにチェック・アンド・バランスの機能を発揮して、市民、住民の負託に応えることが最大の使命と考えるものであります。議員定数削減は、この二元代表制による議会制民主主義の権能を低めることになるものであります。

市議会は、市執行部に対し車の両輪としてチェック・アンド・バランスの役割を發揮し、市民の負託に応え、より一層の市民が主役の市政実現に向けて積極的な政策提言を行い、また、無駄のない行財政運営、福祉の向上、市政発展に努める、これこそが本来の役割ではないかと、このように考えまして、この議員定数の削減には反対でございます。

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

11番高德正治議員。

〔11番 高德正治 登壇〕

○11番（高德正治） ただいま上程されました発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正、及び発議第2号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正についての討論をいたします。

私は賛成の立場で討論いたします。

合併後10年が過ぎても今もなお市執行部は人員や経費の削減など、痛みを伴うさまざまな行政改革を行っております。これらを背景に、市議会におきましても議会改革の一環として、議会改革調査特別委員会を昨年の6月、発足させ、中山委員長のもと、課題のうちの1つに挙げた議員定数について調査・研究を重ねてまいりました。本市の人口、面積や、ほかの県内自治体の状況を参考に議論をし、さらに全議員を対象にしたアンケートも実施し、本日提案する運びとなったものであります。

議論の中では多くの意見がありましたが、中山委員長が強いリーダーシップを発揮され、結論を出されたことには、多くの御苦勞があったろうと思います。この場をおかりして感謝申し上げます。

現行の議員定数18名から1名を削減することには、異論があることも十分承知しております。しかしながら、変化する市民の生活や社会状況の中、さらには市の財政状況を勘案すれば、定数の削減は避けては通れないものだと考えます。私たちは、議員定数を削減するというみずから厳しい選択をしました。常に市民の中に飛び込んで、市民の声、市民の心をつかみ、それを私たち議員の声・心として、力強く発信する心構えが必要であることをさらに深めるきっかけになると私は信じております。

以上、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（渡辺健寿） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺健寿） 起立多数と認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 発議第2号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺健寿） 起立多数と認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第36号 那須烏山市監査委員の選任同意について

○議長（渡辺健寿） 日程第5 議案第36号 那須烏山市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案議第36号 那須烏山市監査委員の選任同意について提案理由説明を申し上げます。

本案は、監査委員でございます岡敏夫氏の平成29年3月31日の辞職に伴いまして、新たな委員の任命について、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めますのでございます。

勇退をされます岡敏夫氏は、約8年8月の長きにわたり監査委員を務められ、本市の財務管理その他行政運営に関しすぐれた識見を発揮していただき、御活躍をいただきました。深く敬意と感謝と申し上げる次第でございます。

岡氏の後任といたしまして、今回、新しく瀧田晴夫氏を監査委員に任命したいと考えております。瀧田晴夫氏は、長きにわたり栃木県職員として奉職をされ、平成21年3月に保健福祉部参事兼県北健康福祉センター所長を最後に、定年退職されました。退職後も芳賀赤十字病院事務部長、栃木県保健衛生事業団常務理事等を歴任され、現在も栃木県経営者協議会経営指導員として活躍をされております。瀧田氏は、人格円満かつ高潔でございます。地方自治に関し幅広い経験と高い識見を有されておりました。本市の監査委員として適任者であります。議会の御同意をお願いするものでございます。

どうか御審議をいただきまして、御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

15番中山五男議員。

〔15番 中山五男 登壇〕

○15番（中山五男） ただいま上程されました議案第36号 那須烏山市監査委員の選任同意に賛成したく、討論いたします。

同僚議員の中には、瀧田晴夫氏の同級生もいることではありますが、私は瀧田氏と同じ班内におりまして、さらには氏の父親が元南那須町役場で課長を務めた当時、私はその直属の部下でありまして、御指導いただいたという御縁もありますことから、まず私から賛成討論を申し述べさせていただきたく存じます。

瀧田氏の人格、経歴等につきましては、ただいま大谷市長からの提案理由の中で紹介されたとおり、栃木県職員として36年の長きにわたり奉職された中で、最後は参事の要職で定年退職を迎えております。その定年退職の後、県職員在職中に培われた知識と経験を生かされまして、芳賀赤十字病院事務部長の要職につかれております。

以上のような職歴を有しておりますことから、地方自治に加え、病院の管理運営に関する知識も豊富でありますから、監査の中では、本市に係る那須南病院、直営診療所の経理にも目が届くものと存じます。

地方自治法第136条の中に定めてある監査委員の資格要件は、人格が高潔で、普通公共団体の財産管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた見識を有する者でなければならないと定めてありますが、瀧田晴夫氏にはその資格要件全てを備えているものと存じます。ぜひ全議員の方々の御理解をいただきまして、この人事案件に御賛同くださいますようお願いいたします。

なお、この場をおかりしまして少々申し上げたく存じます。岡敏夫代表監査委員には、この3月をもちまして辞職することになりましたが、一身上の都合とは申せ、まことに残念のきわみであります。毎年、本市の決算書に合わせて議会に提出される監査委員からの審査意見書の中では、市の事務事業に対し厳しい指摘事項に加え、監査委員としての見解などが添えられておりましたから、その歯に衣着せぬ審査意見には敬服していたところでありました。行政の監視は我々議会の役割ではありますが、それもあわせて果たしてくださった岡監査委員には、衷心より感謝申し上げたく存じます。

以上、辞職される岡監査委員への深甚なる謝意を含め、瀧田晴夫氏の選任同意に関する賛成討論とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第36号 那須烏山市監査委員の選任同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり選任同意することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（渡辺健寿） 日程第6 議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づきまして、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することになっております。現在、人権擁護委員であります小鍋法仁氏及び滝原一夫氏が、平成29年6月30日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員といたしまして、引き続き滝原一夫氏と、今回、勇退をされます小鍋法仁氏にかわりまして、新たに鈴木善雄氏を推薦いたしたく、提案をするものでございます。

滝原一夫氏は、平成26年7月1日から1期3年間にわたり、人権擁護と人権思想の普及推進に邁進をされ、現在は宇都宮人権擁護委員協議会の事務局の要職を務められております。引き続き人権擁護委員として御期待申し上げるものでございます。

勇退をされます小鍋法仁氏は、平成26年7月1日から1期3年にわたり、人権擁護と人権思想の普及高揚に御貢献されました。ここに小鍋法仁氏の長年の御活躍に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げます。

また、今回、新たに推薦をさせていただきます鈴木善雄氏は、誠実、温厚なお人柄でございまして、41年の長きにわたりまして、地元金融機関に勤務をされております。また、自治会の役員、子ども見守り隊などの活躍で御活躍をいただいております。

滝原、鈴木両氏とも、地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任者でございます。御

審議をいただきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

4番矢板清枝議員。

〔4番 矢板清枝 登壇〕

○4番（矢板清枝） ただいま上程されました議案第37号 人権擁護委員の推薦についての討論をいたします。

私は、賛成の立場で討論いたします。

まず、滝原一夫氏は、平成26年7月1日から1期3年にわたり人権擁護委員として活躍され、現在は宇都宮人権擁護委員協議会の事務局の要職を務められております。人格、見識ともに社会に通じており、引き続き活躍が期待できる方です。

また、鈴木善雄氏は、烏山高校卒業後、烏山信用金庫に勤務され、41年の長きにわたり金融マンとして活躍されました。退職後は、自治会役員や子ども見守り隊など幅広く地域で活躍されており、誠実、温厚な人柄で、地域住民の信頼も厚く、また、広く地域の実情に通じた識見をお持ちの方です。

人権擁護委員は、地域の方々から人権相談を受け、問題解決のお手伝いや人権侵害による被害者の救済、また、人権についての啓発活動等を行うため、人格・見識が高く、広く実情に通じた方が求められます。鈴木氏は、人権擁護委員として求められる活躍が期待できる方ですので、まさに適任者であります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（渡辺健寿） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第18号 那須烏山市中小企業振興基本条例の制定について

○議長（渡辺健寿） 日程第7 議案第18号 那須烏山市中小企業振興基本条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第18号 那須烏山市中小企業振興基本条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、中小企業振興の基本となる事項を定めることによりまして、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進をし、中小企業における事業の持続的発展、地域経済の活性化、及び市民生活の向上に寄与するために、新たに条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、商工観光課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 命によりまして、那須烏山市中小企業振興基本条例の詳細について説明させていただきます。

本条例につきましては、平成26年6月27日に小規模企業振興基本法が制定されまして、小規模企業の振興に関し、地方公共団体の責務が明確にされたことに伴い、本市においても中小企業振興の基本を示すための新たな条例を制定するものでございます。

条例の内容ですが、第1条は目的を規定しておりまして、中小企業の本市に果たす役割の重要性を認識し、中小企業における事業の持続的発展と経済の活性化の向上に寄与することを目的としております。

第2条は、中小企業者、小規模企業者、中小企業支援団体及び金融機関の定義を示してござ

います。

第3条は、本条例の基本理念を示しておりまして、中小企業者みずからの努力や、中小企業振興の重要性、さらには関係機関の連携の推進などを規定してございます。

第4条は、市の責務を示してございます。市は、基本理念にのっとり、総合的かつ計画的な中小企業振興施策を策定し、関係機関と連携を図りながら、その実施に努める責務を有する旨を定めてございます。

第5条は、中小企業者みずからの努力を規定しており、第6条は、中小企業支援団体の役割を示しております。

第7条は、金融機関の役割をそれぞれ規定してございます。

第8条では、市民の役割を示しておりまして、中小企業の振興が地域経済の活性化や市民生活の向上に寄与していることを理解し、消費を通じて間接的ながら中小企業の発展に努めるものとしてございます。

第9条は、関係機関との連携の推進を規定し、第10条では、施策の基本方針を定めてございます。

第11条では、施策の実施のための財政措置について規定し、第12条については委任について定めてございます。

附則ですが、御決定いただければ、本条例の施行日を平成29年4月1日としてございます。

以上、説明を終わります。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ただいま課長から補足説明がありましたが、少々理解できない部分が3点ほどありましたので、お伺いをします。

まずこの第14条についてであります。ここに市の責務が明記されてあります。それによりますと……。済みません。第4条です。済みません。1ページの一番下ですね。第4条でありました。ここに市の責務として、「中小企業の振興に関する施策を策定する」とありますが、これはいつ定めるのか、その時期についてお伺いをいたします。これが1点目です。

2点目を申し上げます。第8条についてお伺いします。市民の役割についてであります。この市民の役割は、いかなる方法をもって消費拡大を図らせようとするのか。この件が2点です。

3点目です。これは第11条の財政上の措置であります。この市の財政上の措置、これはいかなる方法で支援するのか、費用はどのぐらいかかるのか、これについてお伺いします。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 第4条、8条、11条の御質問だと思います。

第4条につきましては、中小企業の振興に関する施策の策定期間ということでございますが、こちらにつきましては、いわゆる支援団体または金融機関等と協議をしながら、なるべく早目に時期を決定したいと思います。県においては、とちぎ地域企業応援ネットワークというものをつくっておりますが、那須烏山市におきましてもそういう組織立ったものを改めてつくった上で、相互理解の上で施策をつくっていきたいと考えておりますので、早い時期にということでございます。

次に、8条の市民の役割についての消費拡大でございますが、こちらにつきましても、啓発等を含めながら商工会でやっておりますプレミアム商品券の活用、または新たな補助金等を考えておりますので、そちらで地元消費の推進というものを啓発していければなというふうに思っております。

また、11条の市の財政の支援ということでございます。現在におきましても、市内出店参加補助金や、中小企業競争力強化補助金、また産学官連携の補助金等を実施しておりますので、そちらの財政措置につきましては、継続して行いたいと思っております。

そのほか、新年度予算の中でございますが、商工会等々の要望もありまして、いわゆる商店会の推進事業補助等を行いたいというふうに思っております。また、工業関係につきましては、本年10月ごろに予定されております工業展みたいなものに出展できればということで、そちらについても財政的支援ができるかなというふうに思っております。

なお、その商店会と展示会等につきましては、おおむね80万を予定してございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 一通り答弁をいただきました。

その中の4条の市の責務の、これは中小企業に対する振興計画に対する策定期間、きょうこの条例は成立しても、いまだに実際のこの振興策の策定期間が未定であるというのは少々いかなものかと私は感じています。これは速やかに策定すべきではないかと思っております。

これは私の、ぜひそうしていただきたいという要望にとどめたいと思います。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

では、どうぞ、9番。〔「付託するんですか、これ」の声あり〕付託予定です。〔「じゃあ、いいです」の声あり〕いいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第18号 那須烏山市中小企業振興基本条例の制定については、経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、経済建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 議案第19号 那須烏山市個人情報保護条例及び那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第8 議案第19号 那須烏山市個人情報保護条例及び那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第19号 那須烏山市個人情報保護条例及び那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、個人情報保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例について所要の規定の整備を行うものでございます。

第1条中の個人情報保護条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法において、情報提供ネットワークシステムの使用に関する規定について、市独自に条例で定めることにより、マイナンバーを独自に利用する事務について準用する規定が新たに追加されたことによりまして、情報提供等記録の定義規定の整備をするものでございます。

第2条中の改正につきましては、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携について、条例で定める独自利用事務についても情報連携を可能とする規定が追加されたことにより、法第19条第8号以下が繰り下がったことによる条項移動でございます。

何とぞ御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第19号の市個人情報保護条例及び那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正ということでございまして、いわゆるマイナンバー関連の個人情報を保護するというようなことでの前に決めたことの追加規定ということだというような説明と受けとめました。

それで、昨年、28年度ですね、このマイナンバーが施行されたわけですが、現在までのこのマイナンバーカードの発行状況、本市はどのような状態になっていますでしょうか。

さらにこの個人情報保護については、全国の自治体の中でも機密漏えいが問題化しております。本市においては、このセキュリティについては万全を期しておられると思うんですが、今の個人情報保護の体制をもう一度確認しておきたいと思っておりますので、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） マイナンバーカードにつきましては、市民課で行っておりますので、市民課でお答えさせていただきます。

1月末現在の申請件数ですが、2,183件となっています。率にして7.7%の申請率となっていますので、国、県に比べて本市においては低い状況と言えらると思っております。

このマイナンバーに係るセキュリティについてですが、市民課で管轄しております基幹系システムにつきましては、現在、ログインの方法を今までのIDとパスワードから、IDと静脈認証という、本人の手をかざさないと開けないというような2要素認証のほうに切り替え作業を行っております。今年度中にはその作業が終了いたしまして、特定の人しか入れない、入った場合にそのログが全て記録されるというようなセキュリティの強化を図っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第19号 那須烏山市個人情報保護条例及び那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第20号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第9 議案第20号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第20号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が昨年4月8日に公布をされ、国政選挙における選挙運動自動車の使用等に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに準じまして、

市議会議員及び市長の選挙における選挙運動自動車の使用等に係る公費負担の限度額も引き上げることとするために、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 補足説明をさせていただきます。

公職選挙法施行令に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と、人件費、物価の変動等を考慮し、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としており、消費税増税を踏まえて、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用通常はがき等の作成の公営に要する経費にかかわる限度額の引き上げが行われたところでございます。このことに伴い、これに準じている本条例についても同様の一部改正を行うものでございます。

改正の具体的な内容といたしましては、選挙運動用自動車については、一般運送契約以外の自動車の借入れ契約について、1日1万5,300円を1万5,800円、燃料の供給については選挙運動日数に7,350円を掛けていたものについて、7,560円を掛けるものということで、1ページの中段以下、(2)以下に記載されているように変更するものでございます。

市長選挙の選挙運動用ビラの作成につきましては、2ページになりますが、今回、議案改正をいただきました第6条、あと第8条になりますが、ビラの作成については1枚当たりの単価を7円30銭から7円51銭に、選挙運動用ポスターの作成については、一律加算される額について、第11条でございますが、30万1,875円を31万500円に、同じく1枚円当たりの単価を510円48銭から525円6銭にそれぞれ改めるものでございます。

施行期日は、条例の公布の日から施行し、施行日以降、その期日を告示される市議会議員選挙または市長選挙から適用するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第20号那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決、決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第10 議案第21号 那須烏山市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第10 議案第21号 那須烏山市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第21号 那須烏山市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正を踏まえ、降任、免職、休職などの分限処分の要件を、より明

らかにし、適切に処分を行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 議案書に基づきまして、説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページ目をお開きください。

まず、題名と第1条の改正ですが、本条例では、今回の改正により、地方公務員法第27条第2項の規定に基づき、第3条で職員の意に反する休職の事由を定めることになることから、題名を「那須烏山市職員の分限の方法及び効果等に関する条例」に改めるとともに、趣旨規定に第27条の根拠条例の引用を加え、「効果」を題名同様に「効果等」に改めるものでございます。

次に、第2条の改正ですが、まず、第1条第1号の改正は、昨年3月条例改正時において規定の誤りがあったため、単純に現行の下線の部分が不要となるため、削るものでございます。

次に、第1項第2号の改正は、規定の見直しに伴うものであり、特に内容が変わるものではありません。

次に、下段からの第2条第2項の改正ですが、これは休職処分に係る指定医師人数の見直しを行うものであり、降任または免職の処分はこれまでどおり指定医師2名の診断による取り扱いといたしますが、休職処分については、これまでも運用により医師1名の診断による取り扱いとしてきたところであり、その実態に即して医師1名の診断による取り扱いとするものでございます。

続いて、新旧対照表の2ページ目をお開きください。第3条を追加するものでございます。これは、先ほども説明しましたように、職員の意に反する休職の事由ということで、現在、地方公務員法では、その第28条第2項で、心身の故障のため長期の休養を要する場合と、刑事事件に関し起訴された場合に休職処分をすることができるようになっております。これを今回の改正により、職員が水難、火災その他の災害により生死不明または所在不明となった場合にも休職処分を行うことができるよう、この第3条にて事由を定めようとするものでございます。

次に、第4条の改正ですが、これは休職期間取り扱いの明確化を図るものでございます。まず、第2項の追加は、現行でも休職は3カ月ごとの運用になっていることを踏まえ、その実態に即した規定の整備を行うものでございます。

また、第3項の追加は、更新の場合にも医師1名の診断によることとするため、第2条第2項の規定を準用することとするものでございます。

また、第6項の追加は、第3条による休職も3年を上限として承認することとするものでございます。

第7項の追加は、休職から復職した後、疾病の再発により再び休職になる場合の期間の取り扱いなど、詳細な運用は別に定めることとするものでございます。

次に、第6条の追加ですが、これは処分の手続については書面を交付して行うこととするほか、所在不明の場合には、市の掲示場に掲示することによって、書面の交付にかえることができるようにするものでございます。

最後に、施行日は公布の日からということで、即日、施行させようとするものでございます。以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点お伺いしたいと思います。

この条例第1条についてですが、これは地方公務員法の第27条、28条について記載されてありますが、これは懲戒解雇をする場合の基準、例えば降格をさせる、減給をさせる、または一番重い場合には懲戒解雇にする場合、そういった基準がここに定めてあるわけなんですけど、そこで伺いたいんですが、那須烏山市の職員で、合併してから11年、12年目に入りますが、この第27条、28条に抵触した行為があったり、実際に懲戒処分をした例があるでしょうか。

以上1点について、まずお伺いします。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 懲戒処分につきましては、合併以降、6件ございます。

○15番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 同様の質問になりますが、法律の規定に基づくものであれば明確であろうと思うんですけども、それが非常に微妙な場合がありますよね。そういうときに、本人の意思に反して降格とか免職とか休職とか、そういうものが生じないために、そういうものの判断はどのような体制でもってそれが決められるのか。いわゆる一方的に上の者の恣意的な裁量によって進められてはなりませんので、その辺の手続が要件となっておりますが、その辺の進め方というか実態というか、実施に向けての体制をどのように進められているでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） このような事案が発生した場合におきましては、那須烏山市職員の分限及び懲戒等取扱規程にありますように、審査委員会を設置しまして、審査委員での審査

を経て、任命権者に報告をして、その決裁を仰いで決定をしていく、そのようなプロセスを踏ませていただいております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） さらに長期療養を要する疾病もしくは疾病療養というようなことがありますけども、特に今どんどん職員の定数が削減される中で、一人ひとりの職員の仕事の負担が重くなってストレスがたまっているというのが一般的に新聞報道でも出されているところでございますが、この辺の、規定はこのとおりでわかりますけども、実際のフォローとか、休められたときの職場でのフォローもなかなかこれも大変で、さらに実際に残されている職員も負担がさらに重くなると、このようなことで、両方とも大変になるのかなというふうに思われますが、その辺、バランスのよい、課だけでなく職員全体の中でのフォローアップとかそういうものがされているかどうか、その辺についてもちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 仕事量の増大や、また人間関係によりまして、非常に職員においてもストレスを抱えて勤務している方が多いということで、これまでも報告をさせていただいたところでございます。一昨年から労働安全衛生法に基づきましてストレスチェックを実施いたしまして、また、産業カウンセラーによる、やはりストレスを多く抱えている職員、また、課長等からの報告により、悩みを持っているような職員等については、カウンセリングを実施しているところでございます。

これらについても29年度においてはカウンセリングの件数をふやして、事前に、やはり重くなってからではなく、軽いうちに対応するというので、やはりカウンセリングの件数をふやしていこう、そのようなふうに考えております。

やはり私どものほうで行くと、なかなか産業カウンセラーのような意見というか、そういう指導は難しいものがあります。その中でも、やはり産業カウンセラーから業務軽減措置をいただいたりとか、いろいろ人事介入なんかについてもまた指導いただいているところもありますので、しっかりと産業カウンセラーとも連携をとって、職員が心身の故障により休むことのないように、また、職場においても今現在、人事配置等で頭を悩ませているところでございますが、嘱託職員、臨時職員等について、一般事務職員並びに事務補助員等の採用については、総務課が全て調整を行うということでやっておりますので、やはり休んで穴があいたところについて、できるだけ早目の対応はとっていきたい。なかなかそれも人材の面とかそういうので難しいんですが、とれるような体制で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 地方公務員法に基づく27条、28条の規定に基づいて、降格とか免職とか休職とかいうのがされるということでございますが、いずれにしても公務員はコンプライアンスをしっかりと守るとというのが基本だろうというふうに思います。

そういう意味で、職場内でこのようなことで処分を受けないような日ごろの教育とか話し合いとか、あるいは組合と執行部の話し合いと、そういう中でも市民から信頼され、尊敬される公務員像を目指して頑張っていたいただきたいと思うんですが、その辺はどうなっているでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 今回の件に関しましても、やはりそれぞれの課内部でしっかりとした連携がとれるようにということで、今回、実施しております人事評価についても今、第一次評価、第二次評価ということで、ちょっとおくれ加減ではありますが、上司との面談、またそういう納得づくでの点数つけとかそういうのをしているところでございます。これも非常に仕事の進めぐあいから、また職員の体調面をチェックする非常に有効な手段であるかと思えます。

それと、先ほども外部のカウンセラーの指導もいただくということですが、ふだんからやはり課長を中心として、1つの職場がしっかりと目標を見据えて、全員一丸になって仕事に邁進できるような環境づくり、これは何としてもやっていかなくてはいけないことですので、今回、6人の課長が定年退職でいなくなります。今後やはり管理職の教育というものもしっかりと副市長を中心に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） ただいま上程中の議案第21号で、条例の一部を改正する条例がありますが、18番議員に多少関連しますが、第2条関係で、長期にわたる休職の関係があります。そういう中で、この長期の休みにはいろんな理由が発生しますよね。例えば病気とかけがとかもあるし、あるいは心の悩みとかいろいろあるかと思うんですが、その場合に、任命権者が任命する医師の診断書といいますか、そういうものを提出するというところだろうと思ひます。

それで、本市は市内の医師にお願いをしているのか、あるいは市以外の医師にこの業務をお願いしているのか、これについてお示しをいただきたいと思ひます。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 極力、市内の医師にお願いしたいということでは考えておりますが、しかしながら、本市においても精神科関係でも病院はございますが、やはり産業カウンセラーとの連携上、やはり外部からもお願いすることが出てくるかとは思ひますが、極力、市内

の医師からの診断を仰ぐ、そのようなことに考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） 極力、市内の医師という答弁があったんですが、今までは、じゃあ、どうだったんでしょうか。今日まで。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 今までは、やはりそこら辺の診断に関して、当該者のかかりつけ医師とかその診断書に基づくものが多かったような状況もあります。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） といいますと、任命権者がその指定はしていなかった、今までは。これからは指定して、指定されたドクターの診断書を持ってこようと、こういうことなんですか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） そのような形で進めていきたいと思えます。

以上です。

○17番（小森幸雄） わかりました。

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑はありますか。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されております議案第21号 那須烏山市職員の分限の事務及び効果に関する条例の一部改正について、ただいま小森・平塚先輩議員から質問がございました。私も同様の、また関連の質問になろうかと思えますけれども、質問をさせていただきます。

昨年の12月の議会で、本市は高ストレス職場であるというような言葉が総務課長のほうからございました。いろいろと今回のこの条例の改正にも書いてあるように、長期の療養を必要とする場合、これはもちろん病気の場合もあるんですが、特に心の病で休んでおられる方が何名かいるのではないかなというふうに思います。それはすなわち平塚先輩議員が言われたように、職員がだんだん削減される中であって、職員の業務量がふえてくる、そういう部分でのストレス、それから人間関係におけるストレス、いろいろあるかと思えます。

そういう高ストレス職場の中で、どうも本市の場合、これは市長が一生懸命おやりになるということは私も承知しておるんですが、さまざまな事業を展開している。それについて、ついていけない部分もあるのではないかなというふうに思うんですが、その辺の職場環境の現状、

それから改善に対して、市長はどのようにお考えになっているか、ちょっとお聞きしたいと思
います。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 職場環境、あるいは仕事量については、適正というふうには言いにく
いかもかもしれませんが、やはり職員の適正化計画については、計画的にやってまいりました。

そういう中で、職員の量と質等については、都度、教育、指導を図りながら今日まで来てい
るわけでございますけれども、そういう中において、やはりまだまだこの教育指導は足りない
かもしれません。しかしながら、このような大変厳しいやはり状況でございますので、できる
限り簡素で、費用対効果ができるような組織でありたいというふうに考えておりますので、そ
ういった意味では、量の負担にならないような方策も随時、囑託あるいはそういった臨時職員
でカバーをしているということでございますから、そういった意味では、私はそういったこと
に十分、期待にたえ得る職員の育成をさらに進めていかなきゃならないと思っています。

いろいろと業務は、攻めの行政で仕掛けておりますが、そういったところで大変負担になる
というようなところでは、私はないと、このように考えておりますので、御理解いただきたい
と思います。

○議長（渡辺健寿） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今、市長のほうから御説明をいただきました。

いろいろやはりやることは結構なんですが、特に、これは関連なのであえてお聞きしたいと
思うんですが、まちづくり課が新設されました。そして商工観光課もございます。関連して、
農政課とか文化振興課とあるんですが、いろいろまちおこしの事業、さまざまなことを今、市
長は展開されているわけでありましてけれども、どの部分がまちづくり課で、どの部分が商工観
光課なのか、我々議員でさえもちょっと戸惑うようなところがあるんです。これは私どもの勉
強不足でもあるわけですが、どうも複雑多岐になっている。事業内容も、いろんな市町村との
連携とか金融機関との連携とか農商工の連携とか、産学官の連携とか、それでその下にまたい
ろんなさまざまな委員会とかがあって、そういう業務がどんどん拡大している。そのものがし
っかりした明確な目的、目標、ビジョンがあってやるんならいいんですが、その辺のところ
が混沌としているということも、1つこの休職とかそういうことをするようなことにも関連して
はいまいかというふうに私は危惧をしているところでございます。

おやりになるのは結構ですが、もうちょっと具体的に、いつまでにどういう形になるんだと
いうような、そういうことも示せるような、そういうリーダーシップを発揮していただきたい
というふうに思うんですが、市長、もう一度お願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 地方創生のいろんな取り組みを官民挙げた形で連携協定も結ばせていただきました。やはりこれは3カ年計画であるとか単年度のものであるとか、要は国の有利な加速化交付金を初め地方創生交付金を活用させていただいての事業でございますので、大いにこのことについては地方創生の結果につながるものかなと、このように考えています。

そういう中で、やはり目的云々のことについては、その都度、その協議会ごとにビジョン、そういったところから目的、そういった1つの意義なんかを明確にいたしておりますので、それに向けて私たちは実行していくと、こういうことになると思いますので、そういったところから全市を挙げてそれに向かって、目的に向かって今後も努力を傾注していくと、このようなことになりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思ひますし、ひとつ御支援、御協力も私いただきたいと、このように思ひます。

○議長（渡辺健寿） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） それぞれ課長を初め市の職員の方々は、行政についてはプロでございます。ですから市長のほうは、できるだけわかりやすくまとめて、逆に切るべきものを切って、やるべきものはこれをやるんだというような明確な、そういうような方向で持っていていただくと、もっと心の病で休職に至る方も少なくなるかなというふうには私思ひますので、よろしくお願ひを申し上げまして、答弁結構でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第21号 那須烏山市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第22号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する
条例等の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第11 議案第22号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第22号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年人事院勧告において、近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まり、働き方に対するニーズの多様化の状況等を踏まえ、また、職員の仕事と育児や介護等の両立、人材確保の観点から、フレックスタイム制度の拡充が勧告されたことを踏まえたフレックスタイム制度の整備を行うとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児に係る子の範囲の拡大、介護休暇の分割取得、介護時間の新設等の整備を行うこととするため、関係4条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それでは、新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。第1条、那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正をごらんください。

まず第3条に第3項と第4項を加える部分でございますが、これがフレックスタイム制度にかかわる部分でございます。フレックスタイム制度とは、1日の勤務時間の長さを固定的に定めず、月や週単位など一定の期間中の総労働時間を定めておき、その範囲内で職員が自己の裁量により各勤務日の勤務時間を決めて働くことができる方式のことを言いますが、平成27年8月6日に勧告されました人事院勧告によりまして、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、フ

フレックスタイム制を拡充することとされたことに伴い、今回、所要の規定の整備を行うものがございます。

まず、第3項が、原則週5日で1日につき7時間45分の勤務時間を割り振る原則に対し、公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告に基づき、4週間で155時間、週38.75時間掛ける4週の勤務時間となるよう、当該職員の勤務時間を割り振ることができるようにするものがございます。

次に第4項が、育児または介護を行う職員については、勤務時間の割り振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できることとするとともに、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を1日設けることができることとするものがございます。

なお今回、規定の整備をさせていただきますが、整備をしたからフレックスタイム制度を即、導入するというわけではなく、柔軟な勤務時間の割り振りの一手段として活用できるようにしておくものがございます。現在のところ、導入の時期、活用方針などは未定ではありますが、柔軟性のある勤務時間の割り振りを設定できるようにすることで、無用な時間外の削減、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与できるようになるので、導入に伴う課題を整理しながら、試行なども行いつつ進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、2ページ目下段の第8条の改正をごらんください。これは当直勤務に係る所要の規定の整備を行うものがございます。本条の規定内容を、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第13条に定める国家公務員に係る当直勤務の規定内容にならった形に改めるものがございます。

次に、3ページ目をごらんください。まず第8条の2の改正は、フレックスタイム制度の規定の整備に伴うものがございます。

次に、下段の第8条の3の改正ですが、次の4ページ目をごらんください。具体的には、第4項の部分が改正になりますが、これは介護を行う職員の時間外勤務の制限の見直しでございます。まして、介護を行う職員の負担を軽減するため、従来、請求に基づき月24時間かつ年150時間までの範囲で時間外勤務の制限をしていたことに加え、介護を行う職員の時間外勤務を免除することができる規定の整備を行うものがございます。

次に、5ページ目をごらんください。第15条の改正でございます。これは介護休暇の取得方法の見直しでございます。これまで介護休暇については連続する6カ月の期間内で必要な期間の取得であったものを、3回かつ6カ月を限度として、指定期間内で必要な期間の取得が可能となるよう、するものがございます。

次に、第15条の2の追加でございます。これは介護休暇とは別に、連続する3年の範囲内

において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる介護時間を新設するものでございます。

次に、6ページ目をごらんください。別表第1の改正でございます。これは、育児休業等に係る子の範囲の拡大に伴う改正でございます。これは、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲が、職員が特別養子縁組の成立に係る看護を現に行う子、2つ目として、養子縁組里親である職員に委託されている子、3つ目として、その他これらに準ずるものとして、規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子に拡大されることに伴い、育児を行う職員の各種勤務制限や、特別休暇である育児時間休暇や、子の看護休暇における子の範囲も同様に拡大されるものでございます。

以上が、第1条による那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正の説明になります。

次に、7ページ目をごらんください。第2条、那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正になります。

まず、第2条の改正ですが、これは非常勤職員の育児休業に係る要件の緩和でございます。非常勤職員が育児休業を取得できる要件を、子が1歳6カ月になるまでの間に任期が満了すること、及び引き続き採用されないことが明らかでないものとし、要件を緩和するものでございます。

次に、8ページ目をごらんください。第2条の2の追加でございます。これは、育児休業の対象となる子の範囲の拡大でございます。育児休業の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子のほか、養子縁組里親となることを希望しているが実親等の同意が得られないためやむを得ず養育里親としての職員に委託されている子を加えるものでございます。

次の第2条の3と、次の9ページ目の第2条の4については、第2条の2の追加に伴い、それぞれ1条ずつ繰り下げるものでございます。

次に、第3条の改正ですが、これは育児休業等の対象となる子の範囲の拡大に伴い、育児休業を再度取得できる特別の事情に係る規定の整備を行うものでございます。

次に、10ページ目をごらんください。下段から始まる第10条の改正と、次の11ページ目の第11条の改正ですが、これは、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大に伴い、育児短時間勤務を再度取得できる特別の事情に係る規定の整備を行うものでございます。

次に、このページの下段から、次の12ページ、13ページ、14ページにかけては、第17条と第19条の改正でございます。これは、育児短時間勤務をしている職員と、任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例の改正でございます。昨年3月議会的那須烏山市職

員給与条例の一部改正において、給与月額の設定に係る根拠条項が移動したことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、14ページ目下段から始まる第21条の改正をごらんください。これは、介護時間の新設に伴う規定の整備でございます。第1条による那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴い、介護時間が新設されることに伴い、介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認について、所要の規定の整備を行うものでございます。

以上が、第2条による那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の説明になります。

次に、15ページ目をごらんください。第3条、那須烏山市技能労務職員給与条例の一部改正になります。ここでは、第14条を改正することになりますが、これは那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴い、介護休暇の分割取得が可能となり、また、介護時間の新設がなされたことに伴い、技能労務職員がこれらの休暇等を取得した場合の給与の減額について、所要の規定の整備を行うとともに、育児休業等に係る子の範囲の拡大に伴い、技能労務職員の育児部分休業に係る子の範囲について、所要の規定の整備を行うものでございます。このことが16ページ目にかけて整備されてございます。

以上が、第3条による那須烏山市技能労務職員給与条例の一部改正の説明になります。

次に、第4条、那須烏山市水道事業企業職員給与条例の一部改正になります。ここでは、第15条を改正することになりますが、こちらも第3条にある那須烏山市技能労務職員給与条例の一部改正と同様に、那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴い、介護休暇の分割取得が可能となり、また、介護時間の新設がなされたことに伴い、水道事業職員がこれらの休暇等を取得した場合の給与の減額について、所要の規定の整備を行うとともに、育児休業等に係る子の範囲の拡大に伴い、水道事業職員の育児部分休業に係る子の範囲について、所要の規定の整備を行うものでございます。

以上が、第4条による那須烏山市水道事業企業職員給与条例の一部改正の説明になります。

最後に、附則ですが、平成29年4月1日から施行することとし、第2項で経過措置として、施行日時点で介護休暇の初日から6カ月を経過していないものについても施行日以降の残余の期間を分割して取得できるよう、所要の経過措置を定めるものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） フレックスタイムの利用についてお伺いします。

先ほど説明を受けた後に、この条例の執行状況が意外と曖昧な形をお話しされたんですけれども、その曖昧さの中で、職員が大変ストレスを抱えるのではないかということを感じます。フレックスを職員のほうが申告することができるという状況なのか、雇用をした際に、フレックスで雇用するので、該当しないというような状況が生まれるのか、職員がこのフレックスを利用することについてのしっかりとした基準はいずれつくっていただきたいなというふうに感じておりますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 国は、平成28年4月1日から実施をしているというような情報も受けております。やはり私どものような職員数が少ないところでこのフレックスタイム制度をうまくできるかという問題があるんですが、やはり今、国でも仕事の進め方の見直しなど、必要な体制を確保していきなさいとか、また、そのことで今、申請があれば、それを受けるような体制で取り決めなさいというようなことになっておりますので、速やかにこの基準を定めまして、導入を目指していきたいと思いますが、その段階において、やはり人員の状況や、やはり役所関係で、受け付けとかそういうものが時間内で行われているとか、いろいろありますので、これらの導入についてはプラス、マイナスの面もありますし、しっかりと検証して基準を策定の上、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） 大変難しい状況だというのは理解できました。働き方改革とか男女共同参画の条例をつくるという段階に来ておりますので、やはり職員の声をしっかりと受けとめるという執行部側の状況をぜひ実施していくようお願いいたします。

以上です。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。ほかに。

2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） ちょっと確認なんですけど、民間では当たり前のようにやっていますけれども、私の勤めていたときに、この制度を採用するときには、すごくいい制度だなということ、すごくだらしなくなるという、この2つがあるんですね。そういう意味で、ちょっと確認なんですけれども、これ、ほかの自治体も同じように採用するのか、それとも独自のものがあるのかというのが1点です。

あともう一つは、コア時間という、そういう考えで時間を設定するのか。要するにほかの部署から電話したときに必ず在席している時間というのがあるのかどうかですね。そういうこと

があるのか。

あと今、望月議員が質問したように、この管理というのは、自分で管理して申請して、それを認定するのはどうかという、ここのところをやり出すと、使うほうも、管理するほうもすごく大変なので、その辺の運用に関してはどんなふうに考えているのか。考えているというか、どういうふうな哲学を持ってやるかというのも含めて、回答ください。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 国で既に実施をしているということでもありますので、かなり独自なものというのは難しいかと思えますので、それらの実例を参考にして、今後の運用を考えていきたいと思えます。

先ほどコア時間とか、私もちらっと勉強させていただいたんですが、コアタイムとか、フレキシブルタイムとか、いろいろそういう横並びの、ありますので、これらについてもやはり先ほど最初に言いましたように、本市のほうで採用して問題がないかどうかというのもしっかり検証していかなければいけませんので、それらの点も踏まえて考えてはいきたいと思っております。

そのようなことで、条例は改正はさせていただきましたが、今後この取り組みについては、私どものほうでも職員で早期退職される方とか、いろいろ事案を伺っていますと、やはり親の介護のためとかそういうのが多いということもありますので、やはりこの導入は必要だということと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 回答がよくわからない回答ですけども、今言った、最後に、親の介護とかそういうもので、すごくみんながハッピーになるような運営というのものもあるし、そんなことを考えながら採用してほしいなと思えます。私も相談に乗りますので、よろしく。

以上です。

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第22号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第23号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第12 議案第23号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第23号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により改正をされた農業委員会等に関する法律が、平成28年4月から施行され、農業委員の選出方法の見直しや、農地利用最適化推進委員の新設等が行われましたことを踏まえまして、委員の使命と責務の重要性を高め、より一層、職務に精励をしてもらうとともに、新制度への円滑な移行に対応できるよう、報酬額を見直すものでございます。

具体的に申し上げます。会長の報酬を年額30万円から年額40万円、会長職務代理者の報酬を年額26万円から年額38万円に、委員の報酬を年額24万円から年額35万円に改めるものでございます。

農業委員の仕事につきましては、従来から担っております農地所有権等の許認可の事務のほ

か、農地パトロール、農地利用状況調査、農地利用意向調査等の調査事務がふえてきている状況でございます。さらに近年では、増大する耕作放棄地等の対応など、単に農業関係者の代表者としてだけでなく、地域の相談役・世話役として識見と熱意により農地を守り、農業の発展に寄与することが期待されておりました、その役割の重要性はますます高まってきております。

どうか慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 農業委員会の報酬について、引き上げることに、私はこれは反対はいたしません、手順がちよっと違うんじゃないかと思って質問させていただきます。

報酬を上げるときは、那須烏山市特別職報酬等審議会設置及び運営条例というのがありまして、これにまず1点、図ったのでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） この件に関して、審議会は開催しておりません。

○議長（渡辺健寿） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） これに関しては、なぜ審議会をやっていないのか。審議会、市長は非常勤特別職職員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとする場合において、特に必要と認めるときは、あらかじめその額について審議会に諮問することができるという、これ、決まっている条例があるのにもかかわらず、やらなかった理由は何でしょうか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） この委員会諮問要件は、必須要件として議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額を増額する場合は意見を聞かなければならない、また任意要件として、その他の非常勤特別職の報酬を全体的に増額する場合など、必要に応じ意見を聞くことができる、そのような要件になっております。

今回、個別事案ということで、開催をしておりません。

なお、さくら市、矢板市等も開催状況を確認したところ、開催をしていないという状況でございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 了解いたしました。

それともう一点、今、会長が40万、職務代理者が38万円、委員が35万円と増額する。けさ、また配られたものによると、この新制度報酬になると、またどのくらい上がるのか推定はできると思うんですが、いかがでしょうか。

また、新制度ではこれから上がるのか。下がってくるところもあるんでしょうが、下がるといことはないでしょうけども、どうなのでしょう。

○議長（渡辺健寿） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 新制度における報酬アップにつきましては、現時点ではまだどちらとも言えない状況でございます。

報酬につきましては、新しい農業委員会のその体制といたしましては、農業委員と農地利用最適化推進委員という二分化されまして、その役割等も部分的に分担されるところがありますので、その辺の実務と、それから市長の説明にもありましたように、責務の重大さ、その辺を勘案いたしまして、農業委員会といたしましては、案といいますか、積算して、幾つかの案はつくってあるようでございますが、まだ今の時点では申し上げる数字というか、それは出ておりません。それから、上がること、下がることにつきましても。

それから、先ほどけさほどお配りした資料につきまして、若干下がっているところがあるということですが、こちらにつきましては、裏がありまして、今度の新しいこの制度につきまして、能率給ということを組み入れなさいというふうな指導というか、示されております。それで下がっているところにおきましては、そういう能率給によって上乘せがあるというふうな可能性があるということで、情報をいただいております。

以上です。

○3番（滝口貴史） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） 14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） 今の農業委員会の報酬の問題であります。私は、農業委員会の報酬に関して、上げろとか下げろというんじゃなくて、農業委員会が今どういう役割を果たしているのか、那須烏山というのは農業が主体の産業、この農業委員会とか農協とか農政課、こういうものが一体になって、本当にこの那須烏山市の農業を発展させなければならない重要な役割を担っていると、こういうときにあつて、今、報酬よりも、農業委員会の存在自体、それとどういうことをやって農業を発展させるんだと、そういうことに対してはどう考えているのか。農政課でも結構であります。あるいは農業委員会の代表者がいれば、ここで発表してもらいたい、そう思います。

○議長（渡辺健寿） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 議員御指摘のとおり、昨年の農協等の法律の改正、一連の中で、

農業委員会につきましてもさらに重大な役割、農地の管理、それから農地流動化、それから農地の最適化の利用ということで、重大な責務を担いなさいよということで示されております。

今後は、農地集積管理機構、それから農協、それから担い手の団体等々あります、そういうところとも連携いたしまして、農業、農地の行政について、農業委員さんについては十分、活躍していただいておりますし、今後もさらに活躍していただかなければならない状況でございます。

○議長（渡辺健寿） 14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） 今の答弁であります。実際、それでこの烏山の農業はどうなっている。衰退しているじゃない。発展しているのかい。そういう状況にあって、今の答弁はいいけど、それはそれで、しかし現実を見てくださいよ。誰が見たって今、休耕、こういうものがどれだけふえているのか。農業者がどれだけ、早く言えば、既にもう限界ですよ、これは。年齢的に。そして烏山の農業がどんどん、どんどん衰退していくんです。

そういう中にあって、これからやりますといたって、今までの経過がどうだったんだと、その反省も何もないじゃないですか。検証してどうしたらこの農業が維持できるか。もうちょっとこれは真剣に考えるんじゃないかと、実行段階に行かなくちゃ、農業なんか潰れちゃうよ、今。実際、現に農業をやっている人に聞いてみな。もうだめだと。

そういう状況にあって、報酬、倍やったら3倍やったら構わないよ。農業が発展するなら。そういうことを考えなけりゃ、逆だろう、これは。報酬値上げじゃなくて、どうやって農業を維持するか。農業委員会の役割は重要だということは重々わかっているんだから、その辺をやってもらわないと困るというのが私の意見であります。

○議長（渡辺健寿） 答弁はよろしいですか。

○14番（樋山隆四郎） 答弁してもらわなくちゃ困る。

○議長（渡辺健寿） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 農業の衰退ということでございます。確かに担い手不足とか、高齢化とか、遊休農地の増大とかというところが課題となっております。それを綿密に調査等を行いつつ、遊休農地の解消等に向けての農業委員会の活動というのが1つございます。

また、市としての農政というところに多分、御指摘いただいているかと思えます。農政のほうにつきましては、本年度、昨年以来、園芸作物にシフトをしていくような形を組み入れることで、各種施策を実施してきたところでございますし、その効果も少しはあらわれているのかなと思っております。また、新規就農なんかにつきましても、前々から実績があったところにつきまして、市独自の新規就農の支援制度とかも組み入れてきたところでございます。

農政部門のほう、担当一丸となって頑張っているところでございますので、御理解をいただ

きたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） いろいろ新しい方式で農業活動をやっていると、そういうことは今、多少はありますよ。確かに。しかしそれが主力となって、この那須烏山市の農業としてのブランド化ができるのかどうかと。今ある中山かぼちゃ、しかしこれも実際のところは耕作する人が減っているんですよ。ふえていないんですよ。中山かぼちゃ、中山かぼちゃと言って、そのブランドをこれからどれだけ維持できるのか。あと10年、15年維持できるのかって。やる人がいない。そんなことではだめだというんです。

もうちょっと本気になってやらなけりゃ、ここの農協は潰れるよ。農業も潰れる。主力産業の農業がだめになったらここはどうするんだ。そのうち工場が撤退していく。そういう時代が来るかもしれないんだよ。そういうことを考えたら、農業にもっと真剣になって、だったら早く言えば議員報酬よりうんと上げろ。そうして、早く言えば、この農業を発展させて、大きなブランドにして、世界に、早く言えば農産物を輸出する拠点にすると、そのぐらいにやるなら議員報酬の5倍ぐらいやったっていいじゃない。そんなところだけ言うておく。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 15分、もう少々も過ぎているところでありますが、もう既に私は課長のほうに質問事項を4点ほど出してありますので、簡単に答弁を願いたいと思います。

まず1点目。改正農業委員法が昨年4月1日に施行されています。そうしますと、それに伴う現在の市の条例の廃止、また制定が必要なわけですが、これはいつに考えているのか。

2点目です。農業委員さんは、平成27年から平成30年の5月までの3年間の任期ですね。それでも残り1年少々なんですけど、なぜこの任期途中で報酬引き上げをしようとしているのか。もし上げるとするのなら、去年のこの改正農業委員法が制定された4月1日からが一番適正でなかったのではないかなと私は思いまして、質問したところです。

3点目を申し上げます。改正農業委員法によれば、農業委員さんの役割というのが今より、より重くなるわけですね。そうしますと、この次の新しい委員さんには、重くなるんですから、報酬も引き上げなければならないと思います。この辺のところをどう考えているのかお伺いします。

4点目です。この改正農業委員法によりますと、農業委員の数と農地利用適正化推進委員の数、これは何名に考えているのか。人数、これについてお伺いします。

○議長（渡辺健寿） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 中山議員から4つの質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず1番目、農業委員会等に関する法律改正に伴う本市の条例の改廃ということでございます。まず、本市におきまして、この条例、該当する条例といたしますのは、今やっております那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、那須烏山市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区に関する条例の2つについてあります。いずれも、こちらにつきましては廃止・制定というのではなく、この中で改正するという事で考えております。

農業委員会のスケジュール、いつということですが、こちらにつきましては、今後、6月の議会のときに、その前の制度、それから原案等をまとめたものを皆様にお示しし、9月の議会で条例改正の提案、条例改正のお願いをしたいというふうに考えております。

それから、2つ目です。現委員の任期途中での報酬の、今この時期に引き上げる理由ということでございます。理由、大きく3つございます。もともと県内でほぼ最下位であるということで、農業委員会が毎年実施している建議・要望活動の中で繰り返しその報酬の値上げについて要望されておきまして、市長部局におきましても、その実態を認識し、報酬引き上げに向けて前向きな回答をしてきておるところです。

2つ目に、21年の農地法等の改正、大規模な改正がありまして、それ以降、農地の管理についての厳格化が示され、農地の移動の際の現地調査や農家の実態調査、耕作放棄地の現地調査、意向調査、また、農地の流動化の相談業務、さらに25年からは、許認可の権限移譲などありまして、農業委員会の委員の仕事が増大している状況にありました。

そして今般、新体制への移行に向けて、定員や報酬、その他いろいろ検討してきた中で、現在の体制の中でも具体的な金額が農業委員会のほうから示されてきたところでありまして、これを確認し、29年度の予算に反映できればということで、急ぎの対応となりました。

それから3つ目です。新体制での農業委員についての報酬引き上げについてでございます。先ほども滝口議員の御質問の中でもちょっと触れましたが、現段階ではどちらとも言えない状況です。新体制での農業委員会の組織は、市長が任命する農業委員と、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員ということで二分化されておきまして、その仕事の一部も分担されることとなります。

農業委員会として、やはり何通りかの案を検討しているところでございますが、議員おっしゃるように、農業委員としての責務は大きくなります。そういうことも考慮して、さらに調整が必要であるというふうに考えております。

4つ目の、新体制による農業委員、農地利用最適化推進委員の定数でございます。こちらについても、現段階ではまだはっきりしたことは申し上げられませんが、法律上では上限が定められておきまして、本市の場合、農業委員の数が19名、農地利用最適化推進委員の数が42名、この上限の中で、各市町により条例により定数を定めるというふうになっております。

ここも検討して、案はありますが、まだお示しする段階ではないと考えます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 反論を申し上げたいところもありますが、もう既に12時も20分を過ぎておりますので、了解いたします。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） 現在、市町村の中で、我が市の類似自治体というところで回答をいただきたいんですけども、茂木町が類似団体というような認識でよろしいでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 大変恐縮でございます、その類似という団体、農地面積とか農業人口とかということになると思いますが、ちょっと今、資料のほう持ち合わせがございません。

○議長（渡辺健寿） 5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） では、農地面積等の農業にかかわる人口ということも含めて、類似自治体の回答をお願いいたします。

私は今、中山議員の4番目の質問を伺いたったんですけども、農業委員は今後、25名が19名ぐらいになるというような認識でよろしいでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 先ほど申し上げましたとおり、上限が19名で、もちろん農業委員としては活動しやすいという方向から最大限の人数を設定できればというふうな案はいただいております。

○議長（渡辺健寿） 5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） 私の中で、茂木町あたりが類似団体かなというような認識をしながら、大変重要なポジションであるという、農業委員の方たちのお仕事はこれからの我が市の状況をよくしていくために大変大切なポジションであるというのはわかっておりますので、さらにその中で報酬を上げるというのはとても苦しいことなんですけれども、25人が19名あたりになるのではないかというところの数字からまた判断したいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか、それで。

○5番（望月千登勢） はい。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第23号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時25分

再開 午後 1時25分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第24号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第13 議案第24号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第24号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、今後の任用展開を踏まえた嘱託事務員の賃金額の弾力的な設定を行うとともに、園長や館長など市が設置をする施設の長を嘱託として任用する場合の賃金額の設定を行うほか、主任介護支援専門員を追加することに伴う条例の一部改正であります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 追加で説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。今回、嘱託職員、臨時的任用職員の任用、給与及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正をする条例でございますが、3点ございます。

まず、この表の一番上、嘱託職員ですが、現在、月額21万4,400円ということで、これは行政職給料表の再任用の2級の額で21万4,400円ということで上げてあります。これらにつきましては、今後、国・県OB職員、教員なんかも入ります、などの高度な専門知識、特殊な資格、免許、技能、経験などを有する人材の任用に当たりまして、任用する職務・職責に応じて適切な賃金を支払うことができるように整備をするものでございます。

その左側の改正後でございますが、先ほどの行政職給料表の再任用の2級、3級、4級ということで、例えば再任用の2級相当21万4,400円という額から、課長補佐総括相当職である場合には、再任用の4級相当ということで、27万3,800円。その、3級も間に入りますので、3段階の賃金を設定させていただくものでございます。

これらについても毎回、給与条例の改正のたびに、改正するような賃金の額を決めておきますと、なってしまいますので、今回はここにあります賃金の額にありますように、給与条例で定められた再任用の2級から4級までの額というふうに改正をさせていただきます。

現在のところ、嘱託職員につきましてはこの額で雇用していることはありませんが、今も言いましたように、今後そのようなやはり高度な専門知識を持っている国・県のOB等の雇用も見据えての階級を設定するものでございます。

同じく嘱託事務員のところに、市が設置する施設の長という職種を設けます。これにつきましては、嘱託職員の課長補佐総括相当と同等であるとしまして、給与条例、ここに書いてありますように別表第2表に掲げる行政職の再任用職員の項の4級の欄に掲げる給料月額27万

3,800円を支払う運用とするものであります。

平成29年度には幼稚園の嘱託園長を任用する予定で、今、事務を進めております。また、今後、先ほどの国・県OB職員、教員など、それらの優秀な人材に施設の長となっていただくようなことも想定をしまして、この職種を設けさせていただきました。

続いて、2ページをお開きください。一番上でございますが、主任介護支援専門員を追加するものであります。主任介護支援専門員、主任ケアマネとは、ほかの介護支援専門員に適切な指導・助言を行い、また、地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所職種間の調整や、さらに事業所における人事・経営管理、利用者の視点に立ってフォーマルサービスやインフォーマルサービスの質・量を確保し、改善していくような提案を行う職種でございます。

この重要な職種を鑑み、賃金額を月額1万6,000円と新たに設けるもので……。1万600円です。1万600円とするものであります。

そのようなことで、3点、追加するものと、改正させていただくものがございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 市の嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他勤務条件に関する条例の一部改正ということでございますが、今、提案理由の中にありましたように、今後の任用展開を踏まえた嘱託事務員の賃金額の弾力的設定、園長や館長など市が設置する施設の長を委託して任用する場合の賃金額の設定、主任介護支援専門員、主任ケアマネジャー、この追加ということでございますが、やはりいわゆるそれぞれの仕事場のリーダー的な役割のポジションに、先ほどの説明ではいわば外部のところで働いていた方が任用ということで、嘱託の仕事がされるということでございますが、定年になって年金制度の制度改定もあって、退職、すぐ年金というわけにはいかないもので、このような、いわゆるこの間も文科省のほうで大変問題になりました天下り先がどうのこうのというのがございましたけども、そういう受け皿として、こういうことが設定されたということでは、市民の理解は得られないと私は思うんですね。

そこで、ちゃんとそのいわば職場の中の士気が下がらないように、年金もらうまでの腰かけ仕事だというようなことにならないように、きっちりといわゆる職場の中で信用あるリーダーとしてその責任を全うする、そういうことでこの制度を進めるということなんでしょうか。その点があやふやでは、非常にそれぞれの仕事場が士気が下がってまずくなってしまうのではな

いかなと老婆心ながら懸念をするわけでございますけども、そういうことで、この2級、3級、4級のところには、先ほど課長が6人退職されるというふうな話をお聞きしました。それも踏まえて、外部からも再任用で委託、嘱託することになるかもしれませんが、あるいは園長、館長というのは、とりあえずその嘱託園長お一人なんではないでしょうか。あと主任介護支援専門員、これも何人を想定しているのか、それぞれ4月1日以降ということでございますが、今、考えられる範囲内で何人ぐらいずついるのか、御説明をいただければと思います。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 現在、問題になっているような天下りあっせん、そういうようなものにつながるかというようなことで心配をさせていただきまして、大変ありがとうございます。

この条例改正につきましては、今年度、定年退職者14名、早期退職者4名、自己都合退職で年度途中での1名ということで、合計19名、約250名の職員の中で退職していきます。課長職についても6名ということで、この二、三年でほとんど課長職の方も全てかわってしまう、そのような状況になっております。

まず職員全体、非常に若返りが進んでおります。私どもの後からですと、非常に職員の採用も少なかったというような状況で、非常にリーダー的な人材とかそういう方の年齢構成が上の方が少ない状況になっております。そのようなところから、幼稚園、保育園等においても主幹等、管理職等での長の職につけたいものですから、なかなか職員がその職についていないというような状況もあります。

ですので、やはりこれはそういう外部からの職員を優先的に採用するというよりも、職員がやはり今の厳しい大量退職時代で非常に不足してくる状況を見て、採用するためのやむを得ぬ措置、非常手段であるということで御理解をいただければと思います。

なお、園長職、先ほど説明させていただきましたが、1名考えております。また、主任ケアマネについても現在募集中でございますが、1名採用を考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） やむを得ずそういう体制をとるということでございますが、やはりそれぞれの職場で士気が下がらないように、きちんとその辺、特に外部から来られた方は、それまでの実態は知らないわけですから、それがいい場合と悪い場合とありますよね。その辺、きちっとその職務を全うして、職場を引っ張る、盛り上げる、そういうリーダーとしての役割をきちっと果たしてもらいたいと思うんですが、そういうような任務、あるいはそういうふうな心がけ、教育というんですかね、そういうものについてはどのようにお考えですか。市長、お答えをお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 御指摘の件は十分理解をできます。今回、考えておりますこの園長格の方については、人格、識見、そして人間性、大変そういった教育職にあった方でございますので、そういったことについては職員の意欲をそぐというようなことは全くございませんで、むしろ園一体となって、そういった福祉・教育の向上に努めていただける、そういった方でございますので、そういったところをひとつ御理解いただきたいと思えます。

○議長（渡辺健寿） 12番佐藤昇市議員。

○12番（佐藤昇市） 今、平塚議員に関連はするんですが、まず嘱託職員、今、年金が60歳ではおられないということで、そういう経過になったんですが、まず今までやってきた嘱託職員、各課にいると思うんですが、それをどう評価しているのか、まず1点そこをお願いしたいと思います。

そして今、問題になっております嘱託職員の給料、今度はこれ、4級というふうに市長が決定をできるということでございまして、基本的には、職員が何十年も勤めているんですよ。何十年もその職場にね。その過程で、55歳になればある程度は管理職という、人間的にその教育というか、そういう役場にながら、そういう指導をするのもやはり上の……、急に決まったわけではありませぬので、もう何十年も前からこの人は何歳になるというのはわかるんですから、そういう教育はしているのかな。そんな人格はできていないんですか。今、那須烏山市には、それはそうとは思いませんね。やはりやる気も出てこないんじゃないかと思うんですよ。やはり将来、絶対、私はこうなるんだとか、その数の二百何人だかには私はそのくらいの数はいるんじゃないかと、私は思っています。

ですから、そういう教育、役場内のシステム、そういうのもどう思っているのか、今後どうするのか。やはりそこに生え抜きの選手が活躍できたほうが野球じゃなくても、ぼんと連れてくるより、広島カープみたいに強くなるんですよ。やはりいかに持続性を持ってそれをこつこつとやるか。企業の発展もそこにあるんですが、さっき中小企業振興基本条例もやったんですが、企業もやはり個人の企業の軸というのがぶれない企業というのがずっと延々と残るんですよ。やはり人材もそうだと思うんです、私はね。そういうことを少しずつ教育していくということも執行部の役目だなと私は思うんですが、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） ただいま職員の再任用等についても含めて意見いただきましたけれども、今後の考え方ということで、今回、2級から4級までを設定させていただきましたけれども、先ほど総務課長が説明しましたように、かなり段階が生じてきております。

そういう中にありまして、1つの考え方としまして、現在の課長が定年でやめられるという

ことになりますと、今の採用の仕方は、3級ですね。ですから職員からいいますと、係長級のところで再任用をお願いしている状況になっておりますけれども、今後は段階的にそういう段差ができるというようなことになれば、課長職でやめられても引き続きその課長職で嘱託として、嘱託再任用という形で採用していけないかというようなこともありまして、4級を設けていると。そういうことも1つ考えられますし、今までも長い経験と知識を有しております課長、あるいは課長以外でやめられた方も、極力、年金が支給されるまでは最低限、市の職員として残っていただいて、後輩に指導をお願いしているのが現状でございますけれども、やはり家庭の事情とかそういうのがありまして、やむを得ず職場を離れざるを得ないという職員の方もいらっしゃると思います。

ここにございます嘱託事務員等については、再任用職員とはまた違いまして、先ほど提案理由の中にもありましたし、総務課長も説明しましたけれども、例えば国の職員、あるいは県の職員の方で専門的な知識、そういう方が市の事務を遂行する上でぜひ必要であるというふうに考えたときには、こういう級でもって待遇をしたいというようなこともありましたので、今回、改正をさせていただきますけれども、現時点においては今すぐという、ここにこういう方というような案はありませんけれども、そういうことを想定して、今回、改正をさせていただきますということでございます。

○議長（渡辺健寿） 12番佐藤昇市議員。

○12番（佐藤昇市） 説明で大変よくわかります。ただ、今、現実が嘱託職員、課長がやめて、またその職場にいる、それを職員間の暗黙の呼吸といいますか、そういうものだってなかなか非常に難しいと、私は外部から見ているんですが、思うんですよね。

そういうことが、また改まってこういう違うところへ行くと、また職員もやる気もなくなるんじゃないかと私は思うんですよね。次から次といい人が出てくれば、私はそこへ行こうと頑張っているもなかなか行けないとかね。それは評価の仕方にもよるんだと思うんですが、基本的には、今、副市長も言ったように、基本的には多分、職員がそうなるのが一番ベターだと私は思っていますので、ぜひ、あまりそういうことを考えてやる気を起こして一生懸命みんな頑張るんだと、そういうことを踏まえてやっていただければなと私は思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 今、佐藤議員から言われたとおり、私どもも職員に対してはそういう気持ちを持っていただいて、ぜひやめられても職員との良好な接し方をぜひお願いしたいというふうに思っております。

確かに課長をやめて係長職のところに配置になりますと、今まで課長でおられた方が係長レ

ベルのところでの仕事といいますと、若干その士気は落ちるかもしれませんが、そういうことでなくて、やはりその課の、あるいは係の一員として、やはり長い間、経験してきた経験をぜひ生かしていただきたいというのが私どもの考え方であります。

○議長（渡辺健寿） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 1点だけお聞きします。

この市が設置する施設の長、園長や館長などを書いてありますけども、具体的には市内にはどれぐらいあるんでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 給食センター長とかこども館長とか、いろいろありますが、ざっとあれしてみても、7カ所ぐらいあるかなという、そういう施設の長というのは考えられます。

○議長（渡辺健寿） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 今回、幼稚園に任用されるということがありますが、じゃあ、先ほども言いましたけど、生え抜きのほうが士気が上がるということですが、今後、外部から、ことしは1人ですが、数年後には全部なるかもしれない可能性もあるということで理解はよろしいんでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 先ほどから出ていますように、正職員の教育はどうなっているんだ、やはり正職員でということが言われておりますので、やはりそこは私ども職員の職責に応じた教育をしっかりと、職員が当然そこにつくように人材育成、進めていきたいと思っております。ですので、安易に全部が嘱託職員で充当するためだということは考えておりません。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） ぜひ今、清水課長が言ったように、生え抜きの職員が皆さんこういうところの長についていただいて、市の施設を運営をしていただきますようお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） よろしいですね。

○3番（滝口貴史） はい。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 幼稚園とかそういう館長とか学園長というか、そういう長になる方というのは、よそから来る場合は、やっぱりなれるまでが結構、期間がかかると思うんです。私、旧烏山時代に保育園の所長さんが課長さんと同じレベルでなっていました。それまで事務しかやっていない方が、いきなり保育の先生になって、園長先生になるので、運転手をやっている

ような感じと、お掃除している人が多くて、一応は関連のある方を雇うということには前提は決まっていますかね。今までやっていた仕事が活かせるようなところの方が来るということでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 学校等でのトップで全て、教員の教育から全て学校運営を責任を持ってつかさどっていただいて、その実績が顕著である方をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） じゃあ、すばらしい方をお願いしたいのと、あと、もしもでしたら、そういうことも鑑みて、もう少し施設を減らしていくとか縮小していくという考えは及ばないのでしょうか。よそから委託までするなら、それを閉園して合併・統合していくという考えは至らないのでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） ただいまの質問でございますが、議員全員協議会等におきまして、市の総合施設管理計画でしたでしょうかね、その中でもお示しを一部しておりますけれども、今、例えば園の廃園といいますか統合といいますか、そういうこともありましたけれども、以前に市立保育園・幼稚園の検討委員会ですか、そこから答申をいただいておりますように、民営化も含めて進めてくださいということをいただきましたので、それに向けて現在、検討しておりますし、今後なるべくその方向で早急に検討してまいりたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 人を雇うのもありがたいですけど、お金もないし、なるべくだったら民間に委託して、その収益が上がるようにして税金をもらう、そういう考えのほうが私はいいのかなと思っているので、今後、余り安易に嘱託、嘱託ばかりするよりは、正直言って幼稚園、保育園の職員の方、半分ぐらい嘱託が多くて、結局、夜勤やってもらえない、早出をやってもらえないというので、かなり正式採用の方たちが疲弊しているというのも聞いたことがあるので、ぜひともそういうことを検討しながらやっていただけるのを速やかにお願いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

○7番（川俣純子） はい。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がほかにないので、議長において議事を進行し、これで

質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第24号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第25号 那須烏山市税条例等の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第14 議案第25号 那須烏山市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第25号 那須烏山市税条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が平成28年11月28日に公布をされ、消費税率10%への改正時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日へ2年半延長されたことに伴い、那須烏山市税条例等の一部改正が必要となったために、提案をするものでございます。

主な改正点は、消費税率改正に合わせ、市民税において法人税割の税率を引き下げるもの、

軽自動車税において、環境性能割を導入するもの、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するとともに、グリーン化特例を延長するものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

小口税務課長。

○税務課長（小口久男） それでは、議案第25号の税条例等の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の主な税条例等の改正につきましては、先ほど市長が答弁いたしましたように、消費税率の10%の引き上げ時期が、平成29年4月1日から平成31年10月1日に2年半延期されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

今回の主な改正点は3点ございまして、第1点目は、軽自動車税の改正であります。消費税率の引き上げ時期に、都道府県税の自動車取得税が廃止となりまして、県税である自動車税の環境性能割と、市税であります軽自動車税の環境性能割が新たに創設されますことと、そしてこの創設に伴いまして、現行の「軽自動車税」を、「軽自動車税種別割」に名称を変更する改正となります。

第2点目も、消費税率の引き上げに伴いまして、法人市民税の法人税割を、現行の12.1%から、8.4%に引き下げる改正です。

第3点目は、軽自動車税におけるグリーン化特例措置について、適用期限を1年間延長する改正となります。

それでは、詳細につきましては新旧対照表によりまして御説明申し上げますので、対照表の1ページをお開きください。

まず第1条による改正であります。36条の2の改正は、特定非営利活動促進法の一部改正に伴いまして、市民税の申告に係る規定中の「仮認定特定非営利活動法人」を、「特例認定特定非営利活動法人」に名称を変更するもので、施行日は29年4月1日からとなります。

次の7条の3の2については、個人市民税における住宅ローン控除制度の適用期限を、平成41年度から平成43年度まで延長するもので、公布の日から施行となります。

次に、2ページの第16条は、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を1年延長することに伴い、規定を整備するもので、施行日は29年4月1日となります。

次に、4ページからの第2条の改正につきましては、消費税率の10%引き上げに伴う改正でありまして、引き上げ日の平成31年10月1日からの施行となります。

まず、第18条の3は、軽自動車税の環境性能割の導入に伴い、当分の間、環境性能割の賦

課徴収は県が行うことと規定していることから、市長が証明できる納税証明を規定するものです。

次に、第19条は、環境性能割の申告納付について、納期限後に納付しまたは納入する税金等に係る延滞金の取り扱いについての規定を追加するものです。

次の34条の4は、法人市民税の法人税割の税率について、現行の12.1%から8.4%に引き下げる改正です。

次に、5ページの第80条は、軽自動車税の環境性能割の納税義務者等について定めるとともに、現行の軽自動車税を種別割に名称を変更するものです。

次の第81条の軽自動車税のみなし課税につきましては、売買契約において売り主が所有権を留保している場合、買い主が軽自動車等の所有者とみなす軽自動車税に対する賦課規定を定めるものです。

次に、6ページの第81条の2の日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する非課税の範囲を定める条項については、現行の改正前の5ページの80条の2を単に組みかえたものでございます。

次の81条の3は、環境性能割の課税標準について、地方税法施行規則第15条の10の規定により、軽自動車の取得価格と定めるものです。

次に、81条の4は、環境性能割の税率について、軽自動車等の取得価格に対して、燃費、基準値達成度に応じて決定しまして、それぞれ1%、2%及び3%と定めるものでございます。

続きまして、81条の5は、環境性能割の徴収方法について、所有者の申告納付によるものと定めるものです。

次の81条の6は、環境性能割の申告納付について、申告すべき日時及び申告書または申告書の様式を定めるものです。

次に、7ページの81条の7は、環境性能割の申告者等に関する過料を定めるものであり、過料の金額を10万円以下、過料の納付期限を納入通知書の発布後10日以内と定めるものです。

次に、81条の8は、環境性能割の減免規定を定めるものであります。この減免については、規則で定めるものとしておりますが、施行日が平成31年10月1日であることと、環境性能割の賦課徴収が当分の間、栃木県が行うことから、規則で定める条項については今後、速やかに検討の協議を行った上で定めたいと考えております。

続きまして、82条から、10ページの91条までの改正につきましては、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定を整備するものでございます。

次の11ページの附則については、軽自動車税の環境性能割等の賦課徴収等の特例でござい

ます。まず、第15条の2は、環境性能割の賦課徴収の特例を定めるもので、当分の間、県が行うこととするものです。

次に、15条の3は、環境性能割の減免の特例を定めるもので、当分の間、県が環境性能割を賦課徴収することから、減免につきましても特例を定めるものでございます。

次に、15条の4は、環境性能割の申告納付の特例を定めるもので、賦課徴収及び減免と同様に、当分の間、納税義務者は県に対して申告をする特例規定であります。

次に、第15条の5は、環境性能割に係る徴収取扱費の交付について定めるもので、環境性能割の賦課徴収に関する事務費の費用負担については、市が県に交付するという規定であります。

次に、15条の6は、営業用の3人以上の軽自動車取得環境性能割の税率の特例ですが、税率をそれぞれ1%、2%及び3%と定めていますが、当分の間、この税率を0.5%、1%及び2%と定めるものであり、また、第2項では、自家用3人以上の軽自動車税について、税率3%を2%と定めるものです。

続きまして、12ページの第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例ですが、現行の「軽自動車税」を「種別割」に名称を変更する改正です。

次に、14ページの3条による改正につきましては、現行の「軽自動車税」から「種別割」の名称変更に伴い、附則第6条の規定を整備するものです。

次に、16ページの第4条による改正につきましては、軽自動車税に、新たに環境性能割が導入されたことに伴いまして、附則第5条の規定を整備するものです。

最後に、附則について説明申し上げます。

第1条の施行日については、既に説明申し上げたとおりでございます。

第2条は、法人税割の税率の引き下げについては、平成31年10月1日以降に開始する事業年度分から適用となります。法人市民税に関する経過措置で、第3条は、軽自動車税の経過措置となっております。

以上で、議案第25号の税条例の一部改正の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第25号の市税条例の一部改正についてでございますが、これは提案理由の説明にもありましたように、消費税10%の値上げ、これを2年半延期するというような国の法律に基づいて、それに関連するものを、軽自動車税の改定、環境性能割とか、

法人税の減税とか、グリーン化特例の1年延長というような中身だというふうには思うんですけども、今、細かにいろいろ説明を受けたんですが、基本的にはその中で従前から比べて増税になるものはあるのか、ないのか、その点だけちょっと確認しておきたいなと思います。

○議長（渡辺健寿） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 今回の税率改正につきましては、自動車取得税が廃止になりまして、その県税については廃止ということで、なくなるんですが、市に入ってきます自動車税取得税が交付されませんので、その分について環境性能割ということで、燃費等に応じて1%、2%、3%の課税をしまして、市税の収入にするということですので、結果的には増税ということにはならないのではないかなと思います。同じような状況だと思います。

市の収入についてもほとんど自動車取得税交付金と、環境割導入になった収入もほぼ同収入を見込むことができるのではないかなと思います。

あと法人税率については引き下げということですので、市に収入はなくなりますが、それによりまして国のほうの法人地方税という税が引き上げることになりまして、市町村に交付税で対応するということになっていますので、税収入には影響はない状況でございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 税条例の改正、これは何回聞いても極めてこれは難解なんです、簡単どころだけお伺いしたいと思うんです。

今回の改正案は、軽自動車税、たばこ税、市民税のうちの法人税の引き下げのようなんです、まず来年度、平成29年度の予算において、それぞれどのぐらいの額が影響するのか。マイナスになるのか、プラスになるのか、この辺だけお伺いします。

○議長（渡辺健寿） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 基本的に今回の税条例の改正は、消費税引き上げの時期の平成31年10月1日に施行するものでございますので、29年度、30年度の税収等については、全く影響はございません。税収については影響がないという状況でございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

○15番（中山五男） はい。了解いたしました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を

打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第25号 那須烏山市税条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第26号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第15 議案第26号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第26号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費及び妊産婦医療費の助成について、平成19年4月から市単独で助成を行っている医療機関等が発行する診療報酬明細書に係る一部負担金等の額の助成及び平成25年4月から市単独で助成を行っているひとり親家庭医療費に係る入院時食事療養費の助成を対象外とするため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、これまで市単独の助成により、対象者の経済負担の軽減と福祉の増進を目的といたしまして取り組んでまいりましたが、現在、医療費助成以外にも手厚い各

種助成、あるいは手当で、サービスなどで経済的な負担軽減が図られ、支援制度も充実していることに鑑みながら、医療機関等が発行する診療報酬明細書、いわゆるレセプトでございますが、このレセプト発行に当たり、その1レセプトに当たり500円の自己負担の助成、及びひとり親家庭医療費の入院時食事療養費の助成について、対象外とするものでございます。

なお、重度心身障害者に対する医療費につきましては、市民税世帯非課税者等に限り、1レセプト当たり500円を引き続き助成をすることといたしております。

何とぞ御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 3点ほどお伺いします。

この改正案の第4条の中に、「第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額を助成する」とありますが、ここで言う第1号、第2号に掲げる額とは、これは何を指すのかお伺いします。

2点目、お伺いします。今回の改正により、障害者本人の負担額、これは減るのか、ふえるのか、影響額についてお伺いします。

3点目、お伺いします。この改正理由は何なのか。この条例は本市独自の助成条例なのでしょうか。その辺についてお伺いします。

○議長（渡辺健寿） 福田健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 守） それでは、第1号、第2号ということでございますが、この改正条例案の新旧対照表の中の（1）ということで書いてあります医療機関等に支払った一部負担金、これが第1号に掲げる額ということで、そこから、医療機関のほうで発行する診療報酬明細書、レセプトごとに500円、これが第2号のほうに書いてあるんですが、こちらのほうを差し引いた額を戻しますよというような改正になります。

例えば1回、診療で窓口で500円払ったとしますと、1レセプト500円ですので、500円を差し引いて、戻るお金はなしということになります。

ただし、同じ月に同じ医療機関で500円を払うことを2回かかったとした場合は、500円を差し引きますと500円残りますので、その500円が本人のほうに戻るということになります。同一医療機関で同一の月に何回かかっても、レセプトは1枚になりますので、500円だけ差し引くというようなことになります。

影響額でございますが、先ほど言ったように、同一医療機関で毎月、定期的に何回もかかっ

ている方であれば、1年間ですと500円掛ける12カ月なので6,000円の影響ということになりますし、医療機関を、幾つかの医療機関にかかっていたら、その医療機関ごとにレセプトが発行されますので、その分の500円ということで計算になります。

改正の理由でございますが、重度心身障害者医療費助成制度につきましては、風邪とか、要は障害に関係なくても医療機関にかかったもの、全額、今までお戻ししていたという制度でございましたが、いろいろ、先ほど提案理由にもありましたように、各種制度が整った中で、県のほうでは平成19年度に県の補助制度のほうを見直しまして、重度心身障害者の方については1レセプト500円の自己負担を求めるということになっております。

市町村につきましては、この県補助制度、県のほうでは市町村で補助した2分の1を補助するという県の補助制度でございますので、その制度プラス、今までは市の独自で1レセプト500円分を上乗せして補助していたというところでございますが、今般、財政状況とか負担の公平性等を見直したところ、県の補助制度に合わせて、非課税世帯はそのまま残しますが、課税世帯については1レセプト500円の負担を求めるというふうに改正したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 質問の3点目の件なんですけど、そうしますと、こういった心身障害者に対する助成の条例というのは、いずれの市町村でもやはり持っているということでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 福田健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 守） これ、全国的にもこういった制度、ない都道府県もあるんですが、大体ほとんどの都道府県でこういった制度は設けておりますが、この対象となるものの中で所得割で限定している都道府県等もありますし、障害もちょっと変わったところもあります。栃木県としては、県の補助制度に合わせて、県内全市町村ともこの制度をもとに、そのほかに、先ほど言いましたように1レセプト500円の上乗せをしているところとかというところはございますが、大体そこを原則とした補助制度になっております。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第26号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正についてでございますが、これらは、先ほど提案理由にありましたように、平成19年4月から市独自の助成制度ということで、それぞれの経済的負担軽減のために、1レセプト500円を市が助成していたということでございますが、今回、県の制度に合わせるということで、このような負担を改めて求めるということでございまして、その影響につきましては、重度心身障害者医療費助成につきましては、延べで237名が負担がふえると。また、ひとり親医療費助成条例につきましては、27年度ベースでは、この負担が全部かかるわけなので、643人あったということでございます。また、市妊産婦医療費助成条例の一部改正についてでございますが、これも全部該当になるということでございますので、平成27年度では806件あったということでございます。これがさらにひとり親につきましては、入院時食事療養費支給についても今後、負担になるということでございます。

このように、県の制度に合わせて負担を重くするというところでございますので、残念ながら同意できないということでございまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第26号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺健寿） 起立多数と認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時35分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 議案第27号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正につ
いて

○議長（渡辺健寿） 日程第16 議案第27号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第27号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保推進をするための関係法律の整備等に関する法律により、平成28年4月1日から、地域密着型サービス、地域密着型通所介護が創設をされ、その基準については、厚生労働省令、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により示され、同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明をさせますので、何とぞ御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 守） 命によりまして、ただいま上程となりました議案第27号につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、平成26年に公布されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、地域密着型通所介護が創設され、平成28年4月1日よりサービスの提供が開始されております。

事業を実施するに当たっては、市の条例においてサービスの基準を定めることとされておりますが、施行日から1年間は条例の制定を猶予されており、その間、厚生労働省令の基準が適用されているところでございます。

したがって、本案は、那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の指定地域密着型サービスの事業に、地域密着型通所介護に関する基準を追加するため、一部改正するものでございます。

なお、今回の主な改正点は2点となりまして、1点目は、従来の居宅サービスの通所介護を、利用定員が19人未満の小規模な事業所においては、生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保等を考慮し、地域密着型サービスの地域密着型介護事業所に移行したことです。なお、19人以上の事業は従前の居宅サービスとして継続しております。

続きまして、2点目ですが、末期がんや難病等による重度の要介護状態である在宅療養者が、住みなれた在宅での療養を継続できることを目的としている療養通所介護でございますが、従前は居宅サービスに位置づけられておりましたが、利用定員が9名と小規模なことから、地域密着型サービスに位置づけられました。

それでは、詳細につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

1ページ目をお開きください。目次におきましては、国の基準に従い、第2節の2として、地域密着型通所介護を追加するとともに、第7節第5款第1目の見出しにおいて、改正の誤りがありましたことを訂正しております。

続きまして、2ページ目をお開きください。第1款の第61条の2において、地域密着型通所介護の基本方針を規定しており、利用者が可能な限り自立した日常生活を営み、また、利用者の家族の負担軽減を図ることを方針としております。

続きまして、3ページの第2款にて、人員に関する基準を規定しております。第61条の3から、4ページの第61条の4において、施設に配置すべき従業者、人員及び管理者について規定しております。

続きまして、第3款としまして、5ページの第61条の5において、施設の設備及び備品等の基準について規定しております。

続きまして、第4款としまして、運営に関する基準を規定しております。

まず第61条の6において、通所介護事業者は、いわゆるケアプランを作成する居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じ、利用者の心身の状態・状況、置かれている環境、他のサービスの利用状況等の把握に努めることを規定しております。

次に、第61条の7第1項により、6ページの第5項においてサービス利用者からの利用料の受領について、第61条の8から第61条の9において、基本的な取り扱い方針並びに具体的な取り扱い方針を、7ページの第61条の10において、ケアプランの作成について規定しております。

続きまして、8ページをお開きください。第61条の11から、9ページの第61条の16において、管理者の責務、事業所ごとに定めるべき運営規定、職員の勤務体制の確保、研修の機会の確保、利用定員の遵守、非常災害対策としての連絡体制の整備や訓練、什器や施設

の衛生管理について規定しております。

続きまして、第61条の17において、事業者が運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告することを規定しております。

続きまして、第61条の18において、事故発生時の対応について規定しております。

続きまして、10ページをお開きください。第61条の19において、諸記録の整備について規定しております、なお、第2項及び第3項にあります記録の保存期間ですが、国の省令においては、2年間の保存期間となっております。しかし、事業者が不適切な請求に基づく介護報酬を受け取った場合、市は保険者として、この返還を請求することになります。このとき返還請求権は地方自治法により5年間で時効となりますので、2年間の保存期間では、市が返還を請求しようとしたとき検証すべきサービス提供の記録が存在しないおそれがあります。そのため、介護報酬の請求に係る記録の保存期限を5年間とし、市の返還請求権の期間との整合性を図ることとなっております。

また、26ページの附則第2条をごらんいただきたいんですが、経過措置としまして、この条例の施行前にサービス提供が完結した記録につきましては、この条文を適用せず、国の省令の基準により2年間の保存期間としております。

続きまして、また10ページにお戻りいただきまして、第61条の20において、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護からの運営に関する基準の準用を規定しております。

続きまして、2点目であります指定療養通所介護について御説明申し上げます。

11ページをお開きください。第61条の21及び第61条の22において、趣旨、基本方針を規定しております。

続きまして、第2目にて、人員に関する基準を規定しており、第61条の23から、12ページの第61条の24において、施設に配置すべき従業者人員及び管理について規定しております。

続きまして、第3目として、第61条の25において、利用者の定員を第61条の26において、施設の設備及び備品等の基準について規定しております。

続きまして、同じく12ページの第61条の27から、16ページの第61条の37において、利用者に対する説明、同意、心身状況の把握、居宅介護支援事業所との連携、緊急時の対応等、運営に関する基準を規定しております。

また、16ページの第61条の37における記録の保存期限については、先ほど10ページの第61条の19にて御説明したことと同様の理由により、保存期限を5年間としております。

続きまして、17ページをお開きください。第61条の38において、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、並びに地域密着型通所介護からの運営に関する基準の準用を規定しており

ます。

以上、地域密着型通所介護並びに指定療養通所介護について、詳細説明いたしました。御説明していない条文につきましては、両条文の追加に伴う加除、準用先の変更等となっております。

最後に、26ページをお開きいただきたいと思います。附則になります。

まず第1条ですが、改正条例の施行は、公布の日からの施行と規定しております。

第2条につきましては、さきに御説明申し上げたとおりでございます。

以上で、議案第27号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正についての詳細説明を申し上げました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第27号の市指定地域密着型サービスの従業員の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてでございますが、これらは先ほど提案理由にもありましたように、いわゆる地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備に関する法律等によって進められてきているところでございます。

それで、先ほどいわゆる従来型の19人未満のサービス、あるいは19人以上の居宅サービス、さらに重度在宅療養訪問サービスですか、地域密着型サービスというような話があったんですが、これらを実施している事業所は、それぞれ市内において何社あるのか、説明をいただきたいなと思います。

○議長（渡辺健寿） 福田健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 守） 今回の改正で、地域密着型に移行した事業所につきましては、市内4事業所でございます。今まで従前の事業所として残る事業所につきましては、8事業所になっております。合計12事業所が通所介護事業所として市内で運営しておるところでございます。

また、療養通所介護でございますが、これは市内にはございません。現在のところ。県内でも今、1事業所ぐらいしかないのかなということでございます。

以上です。

○18番（平塚英教） 了解。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 3点ほどお伺いします。

今回の改正は、那須烏山市の指定地域密着型というんですが、ならばその指定されていない、指定していない通所介護施設というのは市内に存在するかどうか、これが1点です。

2点目は、今回の改正により、利用者の負担というのには変わらないのかどうか。ふえるのか減るのかですね。

3点目は、施設運営者、これはただいま課長の説明を聞きますと、何やかんやとこれは負担がふえるのではないかと思います、これ、ふえるとするなら、これは結果的には施設運営者の負担になるわけなんです、その辺のところは全てが施設運営者の負担になるのか、それとも補助金等で賄われるのか、その辺のところについてお伺いします。

○議長（渡辺健寿） 福田健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 守） まず1点目につきましては、先ほど平塚議員にもお答えしたとおり、8事業所そのまま通所介護事業所として残っております。これは広域型ということでございますので、ほかの市町からでの通所もできるということになります。

この制度によって、利用負担関係でございますが、サービスについては、この地域密着型になったとしても、今のところ変更ございません。ですから個人負担についても、このサービスに係る利用料等についても変更はないということになります。

あと、事業所の負担でございますが、サービス等、変更ないので、新たな負担ということは発生しないんですが、ただ、先ほど説明の中にありましたように、6カ月に1回ほど運営推進会議というのを開催して、地域の方に情報開示というか、情報交換等をやることになりますので、そういった会の運営等が少し負担というか、仕事がふえるということになります。

ただ、この地域密着型になることによりまして、事業の認可・指導関係が直接、市のほうになりますので、より細かな運営等ができるんじゃないかと考えています。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第27号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第28号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第17 議案第28号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第28号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、荒川小学校内において実施をしている荒川放課後児童クラブについては、本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の1クラブ定員の基準を超えている現状にあり、適正規模の運営が図られるように、現在の荒川放課後児童クラブを、荒川第一放課後児童クラブと、荒川第二放課後児童クラブに分割をするため、本条例について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、こども課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 命によりまして、議案第28号 那須烏山市放課後児童健全育

成事業実施条例の一部改正について、御説明申し上げます。

次のページを開いていただきまして、1ページをごらんになっていただきたいと思います。改正後で御説明いたします。

第5条、第2条別表の第1でございます。下線の部分に変更になります。荒川第一放課後児童クラブ、所在地については記載のとおりでして、その下、荒川第二放課後児童クラブ、これについては、所在地が同じでございますが、下線のように変更させていただきます。

荒川小学校において実施している荒川放課後児童クラブにつきまして、本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の定員の基準を超えている状況にあります。これからも利用者の増加が見込まれることから、現在の荒川放課後児童クラブを、荒川第一放課後児童クラブと、荒川第二放課後児童クラブにするための条例の一部を改正するものでございます。

平成29年1月末現在で、荒川児童クラブの通常利用の申し込み者でございますが、67名となっております。条例の定めでは、1クラブの利用定員、おおむね40人以下となっておりますので、今回の条例を改正することにより、利用申し込み者全てを受けられる状態になります。現在の児童クラブ室でございますが、既存にパーテーションがございますので、2つに分割することで利用が可能になります。

説明は以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されております議案第28号について、関連することでお聞きしたいんですが、烏山第一放課後児童クラブから第三まで、これはこども館に入っていますよね。これを烏山のまた小学校に戻すというようなことも前に聞いたあれがあったんですが、その経過についてちょっと。

○議長（渡辺健寿） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 12月の議会の中で質問がありまして、内容をお答えしたところでございます。特別委員会の中で報告した内容でございますが、担当部署で双方に、小学校にも事情がございますので、教育委員会とこども課で話し合いまして、平成30年度以降であれば、まとまった場所が確保できるのではないかとということで、30年度を目途に移転しましょうというような内部の方針を出したところでございます。そのようなことを申し上げた次第でございます。

以上でございます。

○9番（久保居光一郎） 了解です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 2点ほどお伺いします。

まず、放課後児童クラブの利用者数、これは増加傾向にあるというような課長の説明でしたが、その理由はどんなところにあるのか、課長の捉えているところについてお伺いしたいと思います。

それと平成27年度の決算では、216人になっているんですよ。行財政報告書、私、見ましたら。それで該当する全児童1,196人のうちの216人というと、18%もの児童が利用しているのに私もちょっとびっくりしているところなんです。なぜこれほどどんどんふえてくるのか。児童数が減ってくるにもかかわらず、この利用者数がふえてくるのか、これが1点です。

それと、今回の改正により、市の負担というのはどのぐらいふえてくるのか。これも決算書を見ますと、平成27年度は3,844万1,000円なんですよ。ところがことしの29年度の予算、これから提案になりますが、これから見ますと5,155万2,000円と、多額な予算がふえているわけなんです。これほどふえるものかと思ひまして、私、ちょっと驚いているところなんです。この辺のところについてお伺いします。

○議長（渡辺健寿） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 放課後児童の利用者がふえているかということで、ふえていますということでございますが、平成27年度で、先ほど議員がおっしゃられた216名。平成28年度の2月1日現在で利用者が224名で、平成29年度の申し込み者が265名になっています。この265名は申し込みですので、必ず使用するというわけではございませんが、こんなところからふえていると。

また、荒川学童についてはぐっとふえたという状況ですので、ふえているという状況で御説明したところでございます。

どうしてふえているのかというのは、なかなか保育と同じように、学童の量を求めるのは難しいところがありますが、親御さんの社会進出、また就労、そういったものが考えられると思います。

2点目の、平成27年度の決算では3,844万1,000円に対して、平成29年度の予算が5,155万2,000円、これは差額が大きいのではないかと、これは何だということだと思います。これは決算ベースと予算ベースの差がありますけれども、平成28年度に、学童につきましては3カ年の債務負担を組みまして、予算を組んだところでございまして、平成29年度は2年目の年になりまして、債務負担ですので上限額を決めておりまして、2年目になるわけ

でございます。

ところが、2年目の平成29年には、荒川学童がプラスになるわけですが、荒川学童は、この継続分の3件とはまた別に契約せざるを得ませんので、その分をプラスしたわけでございます。ですので、予算ベースと決算ベースで差があるわけでございますが、実質は平成29年度は28年度からの継続分にプラス、荒川学童分の委託事業費が主でございます。この端数が出ているのは消耗品とか役務費とかそんなものでございます。平成28年度の決算ベースを想定しますと、平成27年度の実績にプラスアルファした額に、新設される荒川学童分の事業費になろうかと想定しております。

以上でございます。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第28号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第29号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第18 議案第29号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第29号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、学校教育法等の一部改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が、新たな学校の種類として規定されたことに伴いまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、当該省令に基づき定めた本条例の放課後児童支援員の資格要件の中に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を新たに加えるため、条例の一部を改正するものでございます。

何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、この放課後児童支援員の資格要件の中に、義務教育の教諭となる資格を有する者を加えるための所要の改正ということなんですけど、現行のものを見ますと、小学校、中学校、高等学校、または中等教育学校の教育資格を有する者というふうにあるので、小学校、中学校以外の義務教育学校ってあるんですけど、どうもその辺がよく理解できないんですが、県内にはそういうような小学校、中学校以外の義務教育学校というのがあるんでしょうかね。その説明をお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 御質問にお答えいたします。

義務教育学校というのは、新たにできた学校制度で、今までは小中一貫教育ということでしたが、今度は小中一貫学校ということで、9年制の義務教育学校ということになります。新たにそういうふうな形態ができて、絹義務教育学校と、小山に小学校3校、中学校1校で1つの学校にするということが、もう既にこれは始まっております。

それから、佐野地区に、田沼のほうですが、これは先ほど申し上げた絹義務教育学校は4つ

が集まっても1学年1クラス程度の小規模校なのですが、田沼のほうにできるのは全部で800人を超える、うちのほうの烏小、烏中を合わせても及ばないような大規模校になります。

それからあと塩原のほうに、やはり大規模な義務教育学校ができる予定になっています。

システム的には、うちのほうでやっている併設型の小中一貫ではなくて、学校を単体としてつくってしまうというようなことの学校が新しくできたということになりますので、御了承いただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） そうしますと、学校教育法の改正に伴ってこれを加えるということですが、本市においては当面これは該当校はないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 本市にはございませんし、ここに規定にありますような教員となるような資格を有する者ということですので、義務教育学校の場合には、小学校免許と中学校免許のどちらかを持っていればよろしいというようなことになるかと思えます。

以上です。

○18番（平塚英教） 資格要件だからね。わかりました。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

○18番（平塚英教） はい。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第29号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第30号 那須烏山市民ふれあい農園設置、管理及び使用料条例等の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第19 議案第30号 那須烏山市民ふれあい農園設置、管理及び使用料条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第30号 那須烏山市民ふれあい農園設置、管理及び使用料条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、指定管理者制度による管理・運用を条例で定めておりますふれあい農園、山あげ会館、龍門ふるさと民芸館、大金駅前観光交流施設、市立図書館の5つの施設につきまして、市直営による管理運営を可能とする所要の改正を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 詳細の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。5つの条例改正でございますが、内容につきましてはほぼ同じでございますので、最初のふれあい農園設置管理及び使用料条例等の一部を改正する条例、ここで説明をさせていただきます。

先ほども直営と指定管理者、今後は比較検討をした上で、どちらで行うかというのをしっかり検討して、制度を取り入れていくということで所要の改正を行うものでございます。ですので、第3条の第3項に、最後のところ、「指定管理者にふれあい農園の管理を行わせるものと

する」というところから、改正後は、「ふれあい農園の管理を行わせることができる」ということで、改正をさせていただきます。

それに伴いまして、そのほかのところは直営にした場合についての管理とかもろもろの開設期間、利用時間、使用の許可、使用の制限、それらを直営にした場合の条文に変えまして、指定管理者とした場合は、2ページの第7項のところ、最後にありますが、いろいろ職員という項目があったりとか、市長という項目があるんですが、市長とあるのは、指定管理者とするということで読みかえの規定をしております。

そのようなことで、全て5つの条例とも同じように、直営並びに指定管理者がどちらがよろしいかどうかというのを比較検討して、それから進めていくというようなことで、今後これらの施設等については進めていくこととなりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第30号 那須烏山市民ふれあい農園設置、管理及び使用料条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 議案第31号 那須烏山市民ふれあい交流体験館設置、管理及び使用

料条例の一部改正等について

○議長（渡辺健寿） 日程第20 議案第31号 那須烏山市ふれあい交流体験館設置、管理及び使用料条例の一部改正等についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第31号 那須烏山市ふれあい交流体験館設置、管理及び使用料条例の一部改正等について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市指定管理者選定委員会の審議結果に伴い、那須烏山市ふれあい交流体験館の指定管理者を廃止し、普通財産とするため、条例の一部改正及び廃止をしようとするものでございます。

詳細につきましては、農政課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） それでは、命によりまして、議案第31号 那須烏山市ふれあい交流体験館設置、管理及び使用料条例の一部改正等について、詳細説明をさせていただきます。

まず、本条例は、藤田地内にありますふじた体験村のうち、平成15年度県単ふれあいの里づくり事業により整備しました加工販売施設と、平成9年度県単新生産調整対策事業、水田園芸産地育成事業、コミュニティ農園整備事業により整備しました観光いちご園等の管理等について定められたものでございます。

いずれの施設も、指定管理制度により管理運営をしてきたところでございますが、公共施設再編整備計画方針を踏まえ、今期の指定管理期間終了をもって指定廃止とすることから、本条例につきましては、段階的に廃止するものであります。段階的にと申し上げましたのは、指定管理期間の終期が加工販売施設については本年3月31日、観光いちご園につきましては、本年5月31日となっているためです。

それでは、議案書の1ページのほうをごらんいただきたいと思います。新旧対照表がございます。第1条で、まず第2条の第3項にあります「体験館の施設は次のとおりとする」というところで、改正後は、1番目の加工販売施設を除いた形で、残りのいちご園、ブルーベリー園、その他の施設というふうに施設を絞ってまいります。

第2条につきましては、その残りまいたちご園、ブルーベリー園、その他の施設ということを含めまして、この条例を廃止するところでございます。

なお、附則によりまして、この条例第1条につきましては、施行を4月1日から、第2条につきましては6月1日から施行するというところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 残念ながら、いちご園、それにパン工房ともに廃止するということになったわけなんですけど、このふれあい交流体験館と加工販売施設、このいちご園、ともに指定管理から外すということになるんですが、廃止した後も市が費用を負担するところがあるかどうか、これが1点目です。

2点目、ブルーベリー園というのは、これはいちご園とくっつけているようなんですが、これとか市民貸し農園ありますね。これらの今後の管理運営についてお伺いします。

まず差し当たって2点お伺いします。

○議長（渡辺健寿） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 議員御質問のふれあい交流体験館加工施設と、いちご園の指定管理廃止後の費用負担でございます。

まず、加工販売施設につきましては、県の補助事業により整備したもので、建物の耐用年数がまだ未到来なので、売り払い等の処分はせず、貸借を考慮しております。ですので、その土地につきましては市が引き続き借り上げることとし、その地代が市の費用として発生いたします。ただしその金額につきましては、最近の情勢を鑑み調整、交渉した結果、地主さんの御理解も得て、宅地の部分でございますが、2割強の減額ということで調整が済んでおります。

また、いちご園、ブルーベリー園につきましては、指定管理廃止後は賃貸の更新はせず、一旦、地主へ返還することになり、新たな事業者、農家等が直接賃貸することになりますので、市の費用負担は発生いたしません。

続きまして、2番目のブルーベリー園、市民農園の今後の管理運営でございます。まずブルーベリー園は、新たに借りたいという方がいるということで、大和久福祉会なんですけれども、候補というか、話を受けているということで調整されているようでございます。

いちご園につきましては、先ほど申し上げたように一旦返還して、新しい農家の方をあっせんするような形でございますが、調整が進んでおります。

市民農園の管理につきましては、今の指定管理期間が平成31年3月まででございます。ござ

いますが、新たな活用方法等の調整がつき次第、随時切りかえていきたいと考えております。が、少ないとはいっても、市民農園で借りている方がございますので、全く廃止にするとかという事は考えておりません。管理等も含めて、今後の運営は部分事業の事業委託なども検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますと、パン工房の部分は、これはもう期間がないということですね。それで、ブルーベリー園は、これは大和久福社会のほうにこの部分を貸すということになるのかと思っておりますが、そうしますと、私の聞きたいのは、その際、この土地代を大和久福社会が持つのか、それとも市が負担を続けるのか、この辺についてお伺いしたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） いちご園とブルーベリー園は契約更新をせずに、一旦、地主さんへお返しし、地主さんから直接、新たな事業者が借りるということですので、市の地代の支払いはありません。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 質問したこと2点についてはわかりました。

これは市長に申し上げますが、このパン工房といちご園、ブルーベリー園、この関係、私、詳細なところまでは金額、出していませんが、これは開設以来、1億2,000万ほど支出しておりますね。私はこれは結果的に失敗の事業ではなかったかなと考えています。この事業の発端は、前の町長が始めたことで、その当時、まだ大谷市長は在職しておりませんから、私は大谷市長にその責任を問うことは全くいたしません、これからはもしこのような施設をつくるような場合は、十分に検討した上で、これ、誰が責任を負うのかですよ。誰も負う人がないですね。これは。

ぜひそのようなことを御検討いただきたいと要望を申し上げまして、質問を終わります。

○議長（渡辺健寿） 14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） ほかの議員から、このふれあい農園に関しては1億円の損失があったと、約ですね。そういうふうな辺で、非常に残念だということではありますが、私は、このふれあい農園、都市間交流をこれから盛んにやろうと、こういうときに、この農園を潰しているのかと。逆にこれを利用するのが。だから私は失敗した原因を本格的に追及して、なぜ失敗したか、そしてこれを早く言えばもう一回再生すると。県とか何かの補助金をもらっていないんだから、自由にできるわけだから、これをいかにアイデアを生かして、都市間交流の1つの起爆剤にすると、こういう考えはないのかどうか。農政課はどうですか。

○議長（渡辺健寿） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 市民ふれあい農園につきましては、今後も継続していく予定でございます。ただ、その管理等については十分、検討、調整したいということでございます。

それから、加えて申し上げますと、観光いちご園のほうについては、今、調整中の方がその観光の部分も引き継いでくれるというようなことで調整が進んでおりますので、観光いちご園も全くなくなるわけではないというふうにも今のところ考えております。

○議長（渡辺健寿） 14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） 現状の説明はそれで結構ですが、なぜいちご園が失敗したのか。それで1億もの、早く言えば財源をつぎ込んだのか。そしてどういう効果があったのか。これを私は、失敗は失敗でいいというんですよ。失敗を今度はいかに生かすかと。

そうかといって、このふれあい農園というのは、那須烏山市に観光で来た人が、あるいは山あげ祭で来た人、こういう人たちがこういう施設もありますよ、どうぞここに寄ってくださいと、こういう多種多様の施設がある。だから私は今度、新しくやるところのジオパーク構想も、これもいいと言っているんですよ。何もなくて来て、山あげで帰るんじゃないと。お寺を見せたり、滝を見せたり、いろんなことをしながら、ここにリピーターをつくると。ああ、このまちは非常にいいぞと、こういう1つの施設を失敗したからといって消すんじゃなくて、逆にこれを再利用すると。そして都市間交流の目玉にすると。こういうことをやらなくちゃ、何のための失敗かわからない。失敗を成功にしろと。これはもう鉄則ですよ。失敗したものを成功させるというのは。こういうことを考えなければだめだというのが私の意見で、市長どうですか。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） このふれあい体験館は、旧南那須町で県の補助事業を入れながら、小倉の体験村と一緒に整備をいたしました。そのようなところから、この観光いちご園、そして今はいっぴとなりましたけども、加工施設、そのようなところから指定管理で今日まで続いたわけでございますけれども、今の実状というのは、確かに拠出は1億円以上の拠出はあったかもしれませんが、今の観光状況は、大変この旧南那須の核たる観光施設になっていると思います。今が旬の観光いちご園の使用状況は、予約を入れないと入れませんし、とちひめ効果というものがあまして、大変、東北地方、やはりこの近隣から観光客が多いということでございます。

したがって、この加工施設をお願いいたしました大和久福社会のいっぴも、地産地消の基本から、国見のミカンも入れながら、あるいはユズも入れながら、あるいは中山かぼちゃ等も活用しながら、そういったジャムにパンなんかを活用して非常に好評を博しています。

そのようなところから、今後は民間に委託をして、さらなるこの隆盛が認められますので、

議員御指摘のとおりだと私、思いますよ。そういったところで今後、いろんなやはり農業分野における核の施設として、さらに発展をすることを心から期待をしているところでございますので、答弁にならないかもしれませんが、そのようなところで今、進めておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○14番（樋山隆四郎） いいです。これでおしまいでしょう。3回でしょう。

○議長（渡辺健寿） まだ2回ですね。もう一度あれば。

14番樋山議員。

○14番（樋山隆四郎） 今、この失敗の中で、今ちょうどそのいいことを言ったのは、民間に委託すると。民でやれと。これも失敗の、何で官でやるから失敗したのか。民でやらせて、これを利用すると。行政負担をなくして、そして民間に活力を与えると。これですよ、これ。これをいかにやるかというのが私の言いたかったことであります。

以上です。

○議長（渡辺健寿） ほかに。

16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 上程されています議案第31号について、質疑あるいは意見を申し上げたい、このように思っております。

この議案につきましては、先ほど失敗という話もありましたが、一部から見れば、そういう観点は当たるのかなと思います。しかしながら現在、自立できるいちご農家がこの地内においてはたくさんふえています。それも大きな1つの地内の産業として、栃木県でも有数な産地になっているのではないかなと、このように思います。

私どもの関係する団体、労働団体ですが、この3月4日に観光いちご園、募集をしたんですが、何と5倍ぐらいの人数が集まりまして、抽選をしまして、やっと200名にたしか減らしたと、そのように聞いておりますが、その200名で今度の土曜日、私も含めていちご狩りを体験したいと思います。

今、いちご狩りは1人1,100円ですかね。ですから200人だと22万円入ることになります。そういう誘客効果も大変大きなものがあると思いますので、失敗を成功に変える、その源として、今度は個人の方が経営に当たっていただければと期待をしております。

その中で、先ほど観光いちご園も継続したいという話がありましたが、もう一度確認のために、今後とも、今の形式で観光いちご園、やれるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 今後、個人の経営ということになりますので、全く同じ形式かどうかというのはちょっと私のほうからはわかりませんが、少なくとも希望としては土日ぐら

いは観光いちご園をやってくれないかなということで希望はお伝えしております。

○16番（高田悦男） 了解。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されている件について、議案第31号についてでございますけれども、これ今までずっと指定管理でやってこられていたわけですね。このほかにも指定管理しているところはたくさんあるわけでございますけれども、やはりこれはうちの市に限らず、指定管理者制度ができてもう12年ぐらいになるかと思うんですが、余り成功している自治体は少ないと思うんですね。

ですからなるべく……、これは今までは失敗だったからさらに活用してという御意見もありました。また、これは今までも貢献しているし、またこれからも大切だという意見もありました。ただ私は、できるだけ市が管理するものも、民間に全部、委託していく、それで市の負担を軽くしていくような方向に切りかえていったのがいいんじゃないのかなというふうに思っております。

指定管理においては、別件でございますけれども、こぶしが丘温泉は残念ながら地震で潰れました。その下にあったこぶしが丘公園なんかも、これは県のほうの補助をいただいてやったわけではありますが、それも四千何百万かけて、それで地震で1週間後にはもうだめになっちゃったというようなこともありますので、できるだけ指定管理のものも市の公的財産から外していく方法でやるべきだと思うんですが、その辺の考えについて、市長、ちょっと御答弁をお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今の国あるいは県の行政、自治体の運営の指導といたしまして、民間でできる事務事業については、できるだけ民間に委託をというようなことが原則でございますので、もちろんそのような意見は十分貴重な意見だと思いますので、今後そういったところの意味で、できる民間委託については積極的にやはり活用させていただきたいと、このように思います。

○議長（渡辺健寿） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今、市長の答弁いただきました。私はできるだけ、場合によっては民間に売却も含めて、どんどんふやしてきていただきたい。やまびこの湯なんかもそうですけれども、みんなやっぱり売却して、もう民間にやってもらうというようなことが大事なんじゃないのかなというふうに思っております。これは私の意見だけにとどめて、答弁は求めません。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第31号 那須烏山市ふれあい交流体験館設置、管理及び使用料条例の一部改正等について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時45分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第21 議案第32号 那須烏山市工場立地法準則条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第21 議案第32号 那須烏山市工場立地法準則条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第32号 那須烏山市工場立地法準則

条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第6次一括法により、工場立地法の一部が改正をされ、現在、都道府県が有する町村区域における緑地面積率の地域準則の制定権限及び事務処理権限が、市町村として一括移譲されることに伴って、既に移譲済みであった市区地域における緑地面積率の地域準則の制定権限の条項に変更が生じるため、条例の一部改正を行うものでございます。

主な内容は、那須烏山市工場立地法準則条例第1条及び第3条にあります法第4条の2第2項が、法第4条の2第1項に繰り上がるものでございます。

何とぞ、御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第32号の工場立地法の準則条例の一部改正ということでございまして、これは工場立地法の改正に伴う所要の改正ということで、緑地面積率は地域準則によってということなんです、この条文を見ると、全く変わらないんですが、現行がこの改正によってどんなふうになるのか、そこだけちょっともう一度、説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 工場立地法の改正に伴うものでございます。条例の改正のほうは、現行が法4条の2第2項が、法4条の2第1項に繰り上がるという内容でございます。

この要因ですが、工場立地法の緑地面積等の準則につきましては、市の部分については市の条例で定めることができると。それで町村の場合は県が定めるということに従ってまいりました。今回の改正で、市、町、村、いわゆる市町村は、それぞれ自分で定められるということになりましたので、市と県の権限がそれぞれの市町村に一括しておりたことによりまして、条文が1個不要になったということで、4条の2第2項が第1項に繰り上がったということでございます。

○18番（平塚英教） わかりました。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この条例の狙いは、緑地面積を緩和することで、工場用地の有効面積が図れると、そういうような条例と認識をしております。それで、この会社にとっては優遇

措置なんです、これによってこの平成27年9月以降、去年の9月に制定したわけですが、それ以降、新たな工場進出、または工場の増設等が認められますか。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 工場の倉庫棟や研究棟等の新設等はあるんですが、工場立地法に該当する新設、増設はありません。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第21 議案第32号 那須烏山市工場立地法準則条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第22 議案第33号 那須烏山市公民館設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第22 議案第33号 那須烏山市公民館設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第33号 那須烏山市公民館設置、管理及び使用料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現行では12月27日から1月4日までの年末年始の休日を、12月28日からと改めることで1日減らし、施設利用が可能な日をふやすものであります。

これにより、利用者サービスの向上とともに、同じく生涯学習課が所管をする運動施設の年末年始休日が12月28日からであることとの整合が図れるものと考えております。

何とぞ御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 那須烏山には、公民館は烏山公民館、南那須公民館、それに烏山南、境、七合の5つじゃないかと思うんですね。それで、公民館に休日を定めていても、この公民館長が常駐しているところは烏山公民館だけじゃないかと思えます。よその公民館については、利用者が前もって、例えば南那須公民館を借りる場合には、教育委員会のほうで借りて、これは夜間でも休日でもいつでも使わせてくれますね。あいている限り。

そういうような状況にしていながら、公民館の休日を定める意味があるのかどうか、このことについてお伺いします。

○議長（渡辺健寿） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） ただいまの中山議員の質問についてお答えをいたします。

御指摘のとおり、公民館については烏山公民館、境公民館、七合公民館、烏山南公民館、それから南那須公民館の5館ございます。館長が常駐ということだったんですが、大変申しわけございませんが、ただいまのところ公民館に職員は昼間しか行っておりませんので、常駐している館はどこもございません。一応、平成29年度からは体制を見直して、烏山公民館のほうには職員を配置できるように今、調整を進めているところでございます。

こちらの休日の条例につきましては、職員の休日に合わせて休日としてございます。もともと公民館には職員がおりまして、この休日に伴って職員が休んでいたものでございます。それがなぜかという、公民館という場所については、ただ施設を貸し出すのではなくて、来館者、団体等が利用したときに、指導助言ができるように、職員がいるときを開館していたということがございまして、こういう規定になっておるかと思えます。

中山議員おっしゃるように、烏山公民館以外のほかの公民館には、現在のところはおりませ

んが、職員が実際は生涯学習課のほうにおりますので、要請があれば出向くことはできます。夜間については一応、開館時間9時半までは開放時間ということになっておりますので、特に休日で貸しているわけではございません。

こちらに規定のある毎週月曜日ですとか国民の祝日に鍵をお貸ししているのは、一応、こちらの2項にございます教育委員会が必要と認めた場合に、便宜上、お貸しをしていると。施設をお使いになる方に不便をかけないように、借りる方の自己責任において使っていただくという範囲内でお貸しをしているということでございます。御理解願いたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 今の件、わかりました。

それで、南那須公民館は利用者が前もって教育委員会に来て、鍵を借りて昼間、夜間ともに使わせておりますが、それ以外の公民館については、誰が管理をしているんですか。

○議長（渡辺健寿） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） 烏山公民館、境公民館、烏山南公民館については、管理人さんをお願いしてございます。管理人さんのほうに毎月、月末に、次の月の使用予定簿をお渡しをして、開け閉めをお願いしてございます。

こちらのほうに直接、教育委員会のほうに来て鍵をお貸しをしなければならないところが、現在のところ南那須公民館と七合公民館となっております。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

○15番（中山五男） はい。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第22 議案第33号 那須烏山市公民館設置、管理及び使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第23 議案第34号 那須烏山市自家用有償バス事業基金設置及び管理条例の廃止について

○議長（渡辺健寿） 日程第23 議案第34号 那須烏山市自家用有償バス事業基金設置及び管理条例の廃止についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第34号 那須烏山市自家用有償バス事業基金設置及び管理条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、自家用有償バス事業の円滑な運営を目的として創設をした自家用有償バス事業基金について、平成28年度をもって事業充当を完了することに伴い、本条例を廃止するものであります。

本基金の設立には、市営バス烏山高部線の収益を財源として積み立てを実施した背景があり、今年度、その烏山高部線の運行車両更新の際に、車両購入費の財源といたしております。

何とぞ御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この有償バスに関する基金残高が600万3,000円ほど残っていると思うんです。この処分方法はどのような方法にするんですか。1点お伺いします。

○議長（渡辺健寿） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 今の点でございます。この基金は、1年満期の定期預金のほうに積んでおりまして、3月27日をもちまして満了日となりますので、その額、今年度の利子分も含めまして600万5,392円が基金残となります。全て取り崩しまして、今年度、

購入いたしております高部烏山線の車両運行費のほうに充てる予定としております。

以上でございます。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第23 議案第34号 那須烏山市自家用有償バス事業基金設置及び管理条例の廃止について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第24 議案第35号 那須烏山市農業者健康増進施設設置及び管理条例の
廃止について

○議長（渡辺健寿） 日程第24 議案第35号 那須烏山市農業者健康増進施設設置及び管理条例の廃止についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第35号 那須烏山市農業者健康増進施設設置及び管理条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、旧江川小学校体育館として利用されていた農業者健康増進施設について、公有財産管理運用委員会において売却の方針を決定したことから、施設の用途を廃止し、普通財産とするため、条例の廃止をしようとするものであります。

なお、売却方針の決定後、本施設は調査の結果、耐用年数を経過していることが判明をしたことから、条例廃止後は民間企業へ無償譲渡する予定であることを申し添えます。

詳細につきましては、農政課長及び生涯学習課長から説明をさせますので、何とぞ御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） それでは、命によりまして、議案第35号 那須烏山市農業者健康増進施設設置及び管理条例の廃止について、詳細の説明をさせていただきます。

まず、本条例につきましては、志鳥地内に昭和52年度国庫農業構造改善関連整備緊急対策事業により整備しました那須烏山市農業者健康増進施設についての管理等について定められたものでございます。

これまで、旧江川小学校の体育館及び地元の住民の運動施設として利用されてきたところですが、平成28年3月末をもって旧江川小学校が廃校となり、新江川小学校へその機能が移転されましたことから、その用途を廃止することとし、本条例を廃止するものでございます。

それでは、議案書のほうでございます。この条例廃止につきましては、附則により、平成29年4月1日から施行するということになります。

以上、農政課長の説明を終わります。

○議長（渡辺健寿） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） 引き続きまして、今の議案書について、附則の部分を御説明させていただきます。

旧江川小学校が現在の江川小学校に移りましてから、旧江川小学校の体育館のほうは、江川体育館ということで、社会体育施設として、那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例のほうで管理をしまいったところでございます。今までに御説明しましたとおり、廃止ということでございますので、現在、現行のほう、別表右側、新旧対照表のほうでいいますと右側の現行、「那須烏山市江川体育館」というものを削らせていただくという附則の説明でございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番(中山五男) 毎回申しわけありません。この江川小の売却価格ですが、これはリ
ンレイテープのほうに将来、売却するというようなこの間、お話を聞きました。その土地の価
格から、解体費用864万円を差し引いた価格で売却すると、そのように説明があったと記憶
をしております。済みません。8,640万円。失礼しました。8,640万円を差し引いた額
でというような説明でしたね。

実は先週、広域行政事務組合の会議がありまして、その中で私、質問をしたんですが、旧馬
頭にありました馬頭の消防の分署……。〔「小川」の声あり〕小川ですか、あれは。小川分署
の解体が予定価格の60%台で落札をしているんですよ。今回は、これは864万、これは多
分……。8,640万というのは適正な価格ではないかと思うんですが、これで問題ないん
でしょうか。少々、私も疑問を持ったものですから、質問した次第であります。市長いかがです
か、この辺は。

○議長(渡辺健寿) 清水総務課長。

○総務課長(清水敏夫) 解体費、また、土地の売却価格等については、不動産鑑定士のほ
うに鑑定を依頼して、積算していただいた数字でございますので、私どものほうでは審査の結
果、妥当であるというような判断しております。

以上です。

○議長(渡辺健寿) よろしいでしょうか。

○15番(中山五男) 疑問を持つところではありますが、了解いたしました。

○議長(渡辺健寿) ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渡辺健寿) ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(渡辺健寿) 異議なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渡辺健寿) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第24 議案第35号 那須烏山市農業者健康増進施設設置及び管理条例の廃止について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第25 議案第10号から日程第32 議案第17号までの平成28年度那須烏山市一般会計補正予算第4号、国民健康保険特別会計補正予算第2号、後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、介護保険特別会計補正予算第3号、農業集落排水事業特別会計補正予算第1号、下水道事業特別会計補正予算第2号、簡易水道事業特別会計補正予算第2号、水道事業会計補正予算第2号の8議案については、いずれも平成28年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第25 議案第10号 平成28年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について
 - ◎日程第26 議案第11号 平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第27 議案第12号 平成28年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第28 議案第13号 平成28年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - ◎日程第29 議案第14号 平成28年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第30 議案第15号 平成28年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第31 議案第16号 平成28年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第32 議案第17号 平成28年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（渡辺健寿） よって、議案第10号から議案第17号までの8議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第10号から17号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第10号 平成28年度那須烏山市一般会計補正予算第4号についてであります。本案は、平成28年度一般会計予算の歳入・歳出をそれぞれ4,770万円を増額し、補正後の予算総額121億7,426万3,000円とするものでございます。今回の補正は、地方創生関連事業の予算及び普通交付税、国・県補助事業等の精算・確定に伴うものでございます。また、地方創生拠点整備交付金対象事業や臨時福祉給付金事業など、翌年度へ繰越明許費や、債務負担行為の変更など、所要の予算を措置をいたしております。

主な内容につき御説明を申し上げます。まず、歳出予算についてでございます。

議会費は、議会運営費といたしまして、議場無線LANアクセスポイント設置工事に要する経費でございます。

総務費は、定住促進対策事業費といたしまして、今後、不足が予想される定住促進住まいづくり奨励金の増額に伴う予算計上でございます。

民生費は、国民健康保険特別会計繰出金といたしまして、保険基盤安定化負担金の確定に伴う増額補正であります。

衛生費は、保健衛生総務費といたしまして、広域行政事務組合負担金のうち、病院運営負担金の精算に伴い、増額計上するものでございます。

農林水産業費は、都市農村交流施設整備費といたしまして、ふれあい交流体験館及び市民ふれあい農園管理棟の改修工事を実施するものでございます。

商工費は、観光振興費及び山あげ会館施設整備費といたしまして、国の地方創生拠点整備交付金の採択を得て実施を行う事業について、所要の予算を計上いたしております。

土木費は、事業費の精算によるものでございますが、道路維持管理費につきましては、降雪による除排雪や道路の維持修繕箇所に対応するための業務委託料の増額でございます。

消防費は、消防水利管理費といたしまして、防火水槽や消火栓の維持管理に要する経費の増額であります。

教育費は、事業費の精算によるものでありますが、小学校費、中学校費は、主に各小中学校に必要な備品の購入費であります。

自治会公民館施設整備費は、自治会集会施設の整備や改修に対する補助金の増額であります。災害復旧費は、事業の精算によるものでございます。

公債費は、償還元利金の10年利率見直しに伴うものであります。

次に、歳入予算について申し上げます。

市税は、個人市民税現年課税分、法人市民税現年課税分、固定資産税現年課税分において増収が見込まれますことから、補正をするものであります。

普通交付税、地方特例交付金は、額の確定に伴う増額であります。

国・県支出金は、ほとんどが事業費の確定に伴う精算でございますが、地方創生拠点整備交付金は、国の補正予算に伴う国庫補助金であります。

繰入金は、市有施設整備基金を事業充当するとともに、財源不足額について、財政調整基金にて措置をいたしております。

市債は、各事業へ充当額を変更するとともに、臨時財政対策債については、決定額に基づき減額をするものであります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金といたしまして、全国の方々からいただきました寄附金の増額計上分でございます。

また、社会福祉事業費寄附金といたしまして、那須烏山市商工会工業部長、中村恵之様、烏山燦陶会、瀧田項一様、匿名希望者様からであります。

教育総務費寄附金は、東京都小金井、秋山 久様、南那須地区工業者懇話会会長、塩田信吾様、烏山学生寮OB有志一同様、匿名希望者様からでございます。それぞれの趣旨に沿った形で予算措置をいたしておりますので、御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第でございます。

議案第11号は、平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第2号についてであります。本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものでございます。

まず、国民健康保険特別会計の事業勘定から御説明を申し上げます。予算の歳入・歳出を2,430万7,000円減額し、補正後の予算総額を42億1,434万6,000円とするものであります。

主な内容といたしまして、歳入では、国庫支出金及び国民健康保険税を減額し、過年度分療養給付費等交付金等を増額するもので、歳出では、共同事業拠出金を減額し、療養給付費負担金の精算による償還金を計上するものであります。

財源の不足分といたしましては、前年度繰越金をもって措置をいたしております。

次に、診療施設勘定でございます。予算の歳入・歳出を10万4,000円増額し、補正後

の予算総額を7,464万7,000円とするものであります。主な内容は、境診療所の診療収入を減額し、財源といたしまして、前年度繰越金をもって措置をするものであります。なお、歳出では、診療所の修繕費及び診療所運営基金に利子分の積立金を計上いたしました。

議案第12号は、平成28年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入・歳出をそれぞれ1,219万3,000円を減額し、補正後の予算総額を3億1,521万円とするものでございます。

主な内容は、歳入の広域高齢者医療保険料と、基盤安定繰入金の減額に伴い、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金が減額となるものであります。なお、財源の不足分につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしております。

議案第13号は、平成28年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第3号についてであります。本案は、介護保険特別会計予算の歳入・歳出をそれぞれ2,693万3,000円を減額し、補正後の予算総額を26億1,801万3,000円とするものであります。

主な内容につきましては、各事業費の精算に伴い過不足が見込まれる保険給付費及び地域支援事業費などの補正であります。

歳入は、保険料、国庫・県支出金及び支払基金交付金等の精査による充当財源の補正であります。

議案第14号は、平成28年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、農業集落排水事業特別会計予算の歳入・歳出をそれぞれ15万2,000円増額し、補正後の予算総額を5,915万2,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、下水道台帳作成のための委託料を増額をするものでございます。なお、財源につきましては、資本費平準化債の算出方法の見直しにより減額措置を行うとともに、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額する措置を講じております。

議案第15号は、平成28年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。本案は、下水道事業特別会計予算の歳入・歳出をそれぞれ10万8,000円増額し、補正後の予算総額を3億5,854万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、下水道台帳作成のための委託料を増額するものであります。なお、財源につきましては、歳入の精査に伴う公共受益者負担金、一般会計繰入金を減額し、消費税還付金及び前年度繰越金を増額する措置を講じました。

議案第16号は、平成28年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。本案は、簡易水道事業特別会計予算の歳入・歳出をそれぞれ45万3,000円減額し、補正後の予算総額を1億105万7,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、施設の雷害修繕費の減額及び水道設備の故障による修繕費を精査したも

のでありまして、その財源である負担金及び災害共済金、前年度繰越金等を調整をいたしております。

議案第17号は、平成28年度那須烏山市水道事業会計補正予算第2号についてであります。本案は、水道事業会計予算の水道事業収益を136万9,000円増額し、補正後の予算総額を5億6,761万円といたしまして、水道事業費用を59万6,000円増額し、補正後の予算総額を5億2,563万4,000円とするものであります。また、資本的収入を187万1,000円増額し、補正後の予算総額を4,672万3,000円とするものでございます。

主な内容は、収入につきましては、消火栓維持管理費負担金及び雑収益、水道加入金の増額であります。

支出につきましては、給水管及び消火栓の修繕費、固定資産除却費の増額であります。

以上、議案第10号から議案第17号まで一括して提案理由の説明を申し上げました。慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） まず、一般会計のほうなんですけど、6ページの繰越明許費がそれぞれの費用で出ておりますけども、おおむねどういう事業で、繰り越しするわけですから、平成29年度内でどのような事業を行って、いつごろ完了するのか、それぞれの内容について説明をいただければと思います。

次に、19ページですけれども、一番下のJR烏山線沿線まちづくり推進事業費が150万円減額になっておりますけども、この理由について説明をお願いします。

20ページ、定住促進対策事業費550万円でございますが、これは市長、先ほどちょっと触れられましたけども、具体的にはどのような使い方をするのか、説明をお願いしたいと思います。

次に、25ページ、下ほどの都市農村交流施設整備費というのが234万5,000円と載っておりますけども、これは農業施設費ということでございますが、この内容について説明をお願いしたいと思います。

次に、26ページでございますが、林業総務費の中のイノシシ捕獲促進強化事業費55万1,000円ということでございますが、これについての内容説明をお願いします。

あとは、29ページ、消防団活動費というのが125万4,000円載っておりますが、これは消防団全体のことなのか、あるいは各分団なのか、その内容について説明をお願いします。

31ページ、公民館費の一番下、自治会公民館施設整備費ということで526万4,000円載っておりますが、これは裏のほうにあるのかな、事業説明内容。ありませんね。説明をお願いします。526万4,000円ということですね。

それとその下のほうの緑地運動公園管理費62万5,000円というふうにあります。これは大桶の運動公園のことでよろしいのでしょうか。あそこにアーチェリーの設備を整えるということで進められていると思うんですが、それとの関連なのか、その進捗状況についての御説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、ただいま御質問いただいた中から、総合政策課関連のものにつきまして答弁をさせていただきます。

まず最初に、繰越明許事業費でございますが、まず第1番目の行政情報化推進費でございます。これにつきましては、個人番号カードの交付事業の補助金でございますけれども、総務省からの通知によりまして、平成28年度の交付決定額が、平成29年度に繰り越されたということに伴いまして、繰り越し措置を行うものでございます。

それから、7款の商工費の中の観光振興費と山あげ会館施設整備費でございますが、こちらは所管は商工観光課でございますが、地方創生の拠点整備交付金事業に関連いたしますので、私のほうから内容の御説明をさせていただきます。地方創生拠点整備交付金でございますが、こちらにつきましては、国の平成28年度の第二次補正予算に予算措置されたものでございます。こちらは未来への投資を実現する経済対策ということで位置づけられたものでございますけれども、本市におきましては、この交付金につきましては、従来、地方創生の関連はソフト事業が中心でございましたが、今回、新たにハード事業に対する交付金ということで措置されたものでございまして、この交付金を活用するために、平成29年度に予定しておりました山あげ会館のリニューアル事業、こちらと、関連するソフト事業であります城下町ガイドブックの作成、こちらを、観光振興費の230万1,000円が城下町ガイドブックの作成になりますけれども、この2事業を国のほうに申請をいたしたところ、本年2月3日に交付の内示を受けたものでございます。また、2月24日付で地域再生計画の認定も受けたものでございますけれども、こちらにつきましては、国の平成28年度の補正予算ということでありますので、平成28年度の補正予算として予算計上をする必要がございます。ただ、事業実施については平成29年度ということで進めているものでございます。

この交付金につきましては、補助対象経費の2分の1が交付されるということでございます。あわせまして、この市の負担分、残りの負担分の予算措置として、この補助対象経費の部分に

つきましては、補正予算債という起債が活用できます。充当率が100%で、元利償還金の50%が交付税として措置していただける大変有利な起債でございますので、そういった交付金、それから有利な起債を活用した事業を展開したいということで、今回、予算措置をさせていただきます、平成29年度に繰り越しをさせていただいたものでございます。

続きまして、19ページのJR烏山線沿線まちづくり推進事業費の減額でございますけれども、こちらにつきましては、やはり地方創生推進交付金、こちらはソフト対象のものでございますが、こちらの国のほうの内示を受けまして、9月の補正予算の際に予算措置させていただきました。

これは烏山線沿線の本市と高根沢町が広域に連携して事業実施していくということでございますけれども、予算措置した中で、高根沢町さんと協議していく中で、負担金の額に変更が生じたことから、減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 私からは、20ページ、定住促進対策事業費550万円の件についてお答えいたします。

この事業費につきましては、定住促進住まいづくり奨励金に係る事業費となっております。全て補助金となっております。1月末現在の実績をまず申し上げます。全体で71件の申請がございまして、現段階で1,760万円の支出があります。例年ベースでいきますと、今後の新築家屋等の見込みを考えますと、20件程度の申請が例年、参りますので、その不足分にかかる費用を3月補正にて対応するものでございます。現在、2月以降、20件の申請が来るものとして対応したいというものでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 福田健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 守） 私のほうからは、繰越明許のほうの臨時福祉給付金のほうを御説明したいと思います。

これは国の経済対策ということで、12月に補正措置させていただいたところでございますが、今般、システム改修等、発送準備をしまして、3月26日から6月30日までを申請期間ということで設定して作業を進めておりますので、繰り越しするものでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 私のほうからは3点です。繰越明許の件と、都市農村交流施設の件と、イノシシの件になるかと思っております。

まず、6ページの繰越明許でございます畜産振興費1,838万7,000円ということですが、この件は、畜産担い手育成総合整備事業の中で、4カ年でやっているところですが、本年度の最終的な補助金内示額、事業費ベースで申しますと4,577万7,400円の事業費なんです、施設の用地造成に伴いまして、その中で想定外の湧水などにより施工の効率が低下し、また、設計契約の変更などが生じたため、不測の日数を要したための事業のおくれということで、実際の本年3月までの事業の見込みは2,841万6,000円……、済みません、1,392万4,400円の事業見込みで、それに対する補助金の、年内に実施される補助金が2,841万6,000円でございます……、失礼しました、年内に実施されます補助金は……、何度も済みません、1,002万9,000円でございます、その残額の1,838万7,000円が繰り越しとなるものでございます。

続きまして、25ページの都市農村交流整備事業の234万5,000円の内容でございますが、2つございます。ふれあい交流体験館のうちの加工販売施設、こちらの壁や床につきまして、今後、施設を貸与するに当たりまして、現時点でふぐあいのところを必要最小限で修繕するというところでございます。

もう一つが、市民ふれあい農園の管理棟でございますが、破損している階段の撤去や間仕切り等、手すり設置等の改修・修繕を行うことでございます。こちらにつきましては、ふじた体験むらの核となる部分でありますので、今後、利用形態が変わることに順応するため、また、危険な部分があるため、必要な修繕を加えるものでございます。

それから、イノシシは、26ページのことでございます。イノシシ捕獲促進強化事業の中身でございます。1つは、イノシシ捕獲成果によります報酬、こちらの精査をしたところ、66万円ほどの不足が生じる見込みで、そちらの増額、それからイノシシ捕獲業務委託の中で精査をしましたところ、10万9,000円の余剰が出ますので、その減額ということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 29ページ、消防団活動費の内容について、説明をさせていただきます。

この主なものは、消防団車両の車検費用が今年度バッテリーの交換とか、かなりこれまでに費用がかさんでしましまして、8台分ちょっと不足してしまったということで、それで約90万円補正するものでございます。

あと吸管もちょっと特注品の10メートル物ということで、2本必要になりまして、これが約32万円というようなことと、それともう一つ、このところ火災が多いものですから、火災

現場における消防団の指揮本部対応の用品ということで、6万円ほど補正を要求をさせていただいております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 私どものほうですが、6ページの繰越明許費、土木費、河川費の急傾斜地崩壊対策事業費の繰り越しの説明をさせていただきます。

この事業は、栃木県が、実際、烏山土木なんです、栃木県が行っている急傾斜地崩壊対策事業で、神長下地区といいまして、烏山小学校、中学校から滝駅のほうに行く右側の集落11戸の崩壊を事前に防ぐ事業で、12月に予算のほうは補正予算をいただいております。

この事業は、栃木県が事業主体となりまして、私ども那須烏山市はその事業費の20%を負担するというので、栃木県の事業が12月補正でいただいたんですが、これは国の緊急対策事業費で、来年の平成29年度の予算を平成28年度に前倒しで予算格づけして、現在進めております。それによりまして、必然的に平成29年度に繰り越しということで、その負担金の20%の一部を繰り越しするわけです。

事業につきましては、現在、順調に行っておりまして、6月30日をもって完了予定となっております。ですから、この事業、神長下地区につきましては、平成28年の予算で全て完了となっております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） それでは、繰越明許費の教育費につきまして、説明申し上げます。

南那須中学校の施設整備費でございますが、工事内容につきましては、野球場、テニスコートの整備、あわせて校門付近、スクールバス等の駐車場の整備になります。

昨年の11月に国庫補助の交付決定を受けまして、12月に補正を計上させていただきました。12月末に契約したものでございます。工事期間もタイトであるというようなことで、学校及び業者等の協議をさせていただきました。学校のほうから、12月、1月、3月、4月というのは行事等も多いというようなことで、また、部活動も5月には大会もあるというようなことで、できる限り支障のないようにというようなお話をいただきましたので、期間を延長するものでございます。5月いっぱいぐらいまでには完了させたいということで考えております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） 私のほうからは、2点ほど御質問のありました31ページ、

まず自治会公民館整備費について、内訳でよろしいのでしょうか。（「はい」の声あり）これにつきましては、まず中山自治会のほうで、自治会公民館のほうの施設の改修がございまして、工事費79万円の3分の1以内で26万3,334円、予算のほうは26万4,000円ほどを計上してございます。

もう一件のほうは、高峰パークタウン自治会さんのほうで、集会施設の建設予定地の用地の購入がございまして、こちら、用地の購入につきましては、上限500万円で要綱のほうができておりまして、その上限いっぱい。購入費が1,000万ということですので、その2分の1以内、500万円ということで、今回、補正計上させていただいております。

もう一点、その下、緑地運動公園管理費についてなんですが、これは旧南那須のほうの山の上にあります特別支援学校手前のところの緑地運動公園分になります。こちらの内訳につきましては、多目的野球場の倉庫、それからライン引き等機械器具、備品のほうの購入費の合計になってございます。

ちなみに、大桶運動公園のほうについては、28ページ、土木費の公園費のほう、都市公園管理費23万8,000円計上しているのがそれでございます。

議員お尋ねの国体関係につきましては、その上、国体開催整備事業費。今回、請負残によりまして、900万円ほど減額をさせていただいております。現在、倉庫のほうについては、あと周りのコンクリート部分を打設すること、それから防矢ネットについては現在、基礎工事のほうを開始しておりまして、ドブメッキのほうの柱のほうが完成次第、そちらのほうに埋めると。現在、報告いただいておりますのは、進捗率80%ということで請負業者のほうからは報告は受けてございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） それでは、2点ほど伺いたいと思います。

まず、議案第10号 一般会計補正予算第4号についてでございます。ページが26ページ。7款の商工費の観光施設費でございます。これの補正額が1億1,300万円。これは山あげ会館の施設整備費が主であるかと思うんですが、私はこの前にも申し上げたように、山あげ会館、約2億円ちょっとで改修をしている最中であろうかと思うんですが、いろいろと当初の改修よりも変わってきていますよね。これの最終的な構図といいますか、それはどうなっているのかというのを、もしできれば図面で見せていただきたい。また、そういう説明をしていただきたいということをお願いしているんですが、その辺のことはやっただく予定があるのか、ないのか。

それから2点目は、同じ部分でございますけれども、昨年の12月1日にユネスコの無形文化遺産登録になりました。以前、12月1日から年度末までのユネスコ無形文化遺産登録になってから、山あげ会館の入館者数はどのくらいふえたのかということを知ったら、約100人程度だということでした。もう1月も済んだわけですが、これは商工観光課長、1月にはどのくらいふえたか。もしおわかりにならないければ後で結構でございますけれども、わかっていたら教えていただければなというふうに思います。

それから、同じこの5目の中で聞いていきたいと思うんですが、龍門の滝の周辺施設管理費40万円とあります。龍門の滝にある龍門ふるさと民芸館、あそこは山あげ会館よりもたしか入館者数が多かったと思うんですね。この辺も、この40万円使うのは大いに結構かと思うんですが、もうちょっと山あげ祭のユネスコ無形文化遺産登録の機会を捉えて、戦略的にどんなふうにこの龍門の滝周辺を活用するのかというようなビジョンも描きながらやっていっていただきたいなというふうに、これは要望でございます。

それから、同じこの中で、一番下の大金駅前観光交流施設運営費20万円とありますが、これは大金駅前観光交流施設は指定管理でやっているわけで、その指定管理料がたしか500万円か550万円かぐらいだったかと思うんですが……、400万円か。400万円で、この20万円というのは運営費というんですが、指定管理費で本来は契約しているわけですから、これを出していいものかどうか。もし足りないんだとしたら、今度の書きかえのときにもっと指定管理費をふやすとかというふうにするべきだと思うんですが、この運営費とは何なのか、それについて伺います。

それからもう一点は、今度、ページが29ページでございます。9款消防費の3目。ここで補正額が643万1,000円、消防施設費ですね。それで消防水利管理費が384万2,000円となっておりますけれども、これはもちろんここに書いてあるように、消防水利の管理費に使うんだと思うんですが、私、以前、こういう水利のあるところに統一した看板、同じ色の同じデザインの、できればナンバリングした看板を置いたほうがというような提案をしたんですが、その辺はお考えになっているんでしょうか。

それから、この384万2,000円、消防水利管理費、これはどこにどのようなあれで使うのか、その辺もあわせて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 補正予算書26ページの、まず観光施設費のほうからお答えさせていただきますと思います。

順番に、山あげ会館の施設整備のほうにつきましては、1億2,223万6,000円計上さ

せていただいております。この内容につきましては、明許繰り越しになりますが、来年度、行う工事の明許繰り越しの工事分でございます。引っ越し手数料として95万6,000円、あと会館の工事管理委託料として500万円、あと会館の工事費として1億1,628万円を予定してございます。

議員お尋ねの最初の計画からの変更等につきまして、確かに最初は3年間でやりますよということと言ったんですが、展示物等の展示の内容等の取りやめとか、工事内容の変更、また、空調関係のシステムの導入等で変わってきております。図面で御説明ということなので、ちょっとここで図面はお示しできませんが、後で図面は出せますので、個別に説明させていただければというふうに思います。

あと、ユネスコ無形文化遺産登録後の入館の人数の増につきましては、主に100人と聞いていたんですが、正確な数字はちょっとわかりませんので、後日。きょうは山あげ会館が休館なものですから、あした以降、申しわけありません、お答えさせていただきたいと思います。

龍門の滝の周辺施設整備費の40万円につきましては、駐車場の白線がほとんど消えて見えないような状態なものですから、その修繕ということで40万を計上させていただきました。

また、その龍門の滝周辺の活用方法、議員おっしゃるとおりでございます。今回、山あげ祭の期間に合わせては、昨年と同じように周遊バス等を出しながら、いわゆる那須烏山市のお祭りや山あげと、洞窟酒蔵等、いわゆる周遊して滞在時間を延ばしてもらおうというような検討をしております。お祭り期間以外は何をするかという話が一番難しいんですけども、その部分につきましては、今後いろいろ検討はしていきたいというふうに思っております。

最後になります。大金駅前観光交流施設運営費20万円。内容につきましては、交流館が設置したときに、いわゆる倉庫があそこはないんですね。それで、物品等があふれていることなので、確かに指定管理になっておりますので、本来、運営については指定管理者がやる場所なんですが、物品等その物の収納部分については、那須烏山市の発注者のほうで責任を持って施設を準備しておくということになりますので、倉庫、いわゆる簡単な置くだけの倉庫を購入する予定でございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 29ページ、消防水利管理費ですが、これは消火栓の維持管理負担金が主なものでございます。これにつきましては、上下水道課のほうへ負担金として支払うものでありまして、市内各所、消火栓等の修繕等が起きた場合、修繕を上下水道課にお願いするものでございます。箇所的なものについては、上下水道課のほうへお任せをしております。

それと防火水槽のふた修繕1カ所、興野地内で行いまして、その設置費ということで計上さ

せていただきました。

なお、消防水利の看板等については、まだ統一したものというものは作成はしておりません。引き続き検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） ここで申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） じゃあ、入館者数については後で教えてください。

それから、山あげ会館の整備について、私がビジョンが見えないというふうに申し上げたんですが、今の山あげ会館、物産展示室というんですか、それが恐らく物産も売れていないと思うんですよね。ずっとここ10年間ぐらい伸び率はないと思います。やはり場所も悪いし、前から私、これ、前面に出すように提案を申し上げている。

それからもう一点。図書館を兼ねた歴史資料館のCGの設計図を前に見せていただきましたよね。それが今、据え置きという形になっています。私はその当時から、歴史資料館も一緒に、今回の山あげ会館の改修に合わせてこれも含めて検討したらというふうに市長に提案をしてきたわけですが、市長、それはもう考えていないということですね。

それと物品が、今回の改修で、いかに山あげ会館を改修することによって経済効果が生まれるか、入館者数がふえるか、そういう戦略というのをしっかり示してもらいたいと思うんですが、これは市長に聞きたいと思う。

それから、消防水利については了解いたしました。ただ、やはり看板なんか掲げるときは、私が前に御提案したように、いろんな色彩、ユネスコ無形文化遺産登録で観光施設の看板も統一するんだということでもありますから、いろいろそういう美的なデザイン感覚というか、それもないと、ほかの自治体に競争で負けちゃいますからね。同じお金を使うのでも。よく頭使って、それからビジョンをしっかり持って、たくさんビジョンを持ってもできないんだから、絞ってやるようにしていただきたいと思います。市長、ひとつ答弁をお願いします。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 山あげ会館の第2次の改修については、地方創生の拠点交付金を2分の1、ほぼ満額いただきながら進めてまいりましたけれども、この1億2,000万円の中には、やはり最初の安全性の点の指摘から、やはり改修を見直さなければならないということに余儀なくされたものですから、そのようなところから、全体的には1億2,000万円の事業ということに絞ったような形になっております。したがって、そういった展示室とか何かは従来どおり動かさない。そしてLED化、そして空調、そういったところの改修にとどめる

ということになっております。

今後のことについては、さらにそういった議員御指摘のことは十分理解をできますので、そのような1つのユネスコの無形文化遺産の山あげの伝統として、さらに市内外から多く呼び込むような、はっとするようなやっぱり山あげ会館の改修に取り組んでいくと、このように考えておりますので、今回についてはそのようなところで、2次計画については今の改修程度にとどまっているということをお理解いただきたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今回の市長の説明、了解でございますけれども、改修するのも結構、私はもちろんいいんですけれども、賛成なんですけれども、やはり戦略を持って、せっかく山あげ行事がユネスコ無形文化遺産登録になったわけですから、戦略を持って、お金をこの施設にかける、いろんな事業費にかけるだけじゃなくて、どのくらいの経済目標を上げるか、そういう目標値もしっかり設けてやっていただきたいなというふうに要望をいたしたいと思っております。答弁、結構でございます。

○議長（渡辺健寿） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時55分

再開 午後 5時04分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありますか。

8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 1点だけお伺いをしたいと思います。

16ページになりますね。16ページの財産運用収入ですね。532万4,000円が地域振興基金の利子ということで大きく減額されておりますけれども、もともと地域振興基金というのはそんなになんかと思って、単純なる間違いかなと、こういうふうに思う。それともいいところに本当は運用しようというような意気込みがあったのかどうか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺健寿） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 地域振興基金の利子の減額でございますが、こちらにつきましては、地域振興基金13億4,000万円ほどございますけれども、このうちの10億円を10年物の国債で利率1.8%でございますけれども、運用してございました。それが今年の3月20日で満期を迎えたということで、平成28年度当初予算編成の際には、この満期を迎えた10億円分について、10年物、あるいは20年物の国債で再度運用するかということで

検討をさせていただいたところでございますが、昨年2月16日から日銀がマイナス金利というのを導入いたしました結果、やはり20年物の国債につきましても利率が0.3%程度しかつかないということで、当初想定しておりました利回りを大きく下回っていたということで、リスク回避の面から、確実な定期預金で運用をさせていただきました。

この結果、当初想定をしておりました利率からでは、当初608万9,000円ほど利子を国債運用で獲得する予定でございましたが、この定期預金で運用した結果、76万5,000円という結果になりまして、今回のような減額措置となったところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 今は少しあれですかね、国債も利率が上がってきているというようなこともあるかなと思うんですけども、平成29年度予算のほうになります、それもやはり同じ定期預金というようなあんばいになるんでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 会計管理者のほうとも連携を図りながら、少しでも有利な運用をしていきたいということでございますが、現段階においてはまだ定期預金ということで、利子の計上をさせていただいております。

○8番（渋井由放） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

15番 中山五男議員。

○15番（中山五男） それでは、まず7ページの債務負担行為の補正からお伺いしていきたいと思います。

ここに3点、3事業載っておりますが、この3事業とも今回の補正で減額をしてあります。なぜこのように事業費が動いたのか、まずこの1点についてお伺いをしたいと思います。

次、13ページをお開きいただきたいと思います。13ページの14、国庫支出金ですね。14款1項1目2節の保育所等整備交付金。これは当初予算で810万2,000円計上しましたが、全額、今回は減額になっております。なぜこれは事業ができなかったのか、これについてお伺いをします。

次に、同じページに、地方創生拠点整備交付金5,588万3,000円、これは新しい国庫補助金なんです、なぜ今回、那須烏山に交付されることになったのかお伺いをしたいと思います。

次に、16ページをお開きをいただきたいと思います。16ページの下の方に、ふるさと応援寄附金485万9,000円ありますね。これは補正前の額、補正後合わせますと

1,970万1,000円が総務費の給付金になっているわけなんですけど、私のお伺いしたいところは、このふるさと応援寄附金、これをいただくのに、その返礼品代、これ、いってみれば経費が幾らかかっているのか。1つは経費です。

それと、この那須烏山市の納税者がよその市町村へ寄附したのもいると思うんですよ。この人数と額、これについてお伺いをしたいと思います。これは税務課なんかでつかめると思うんですよ。これについてお伺いをしたいと思います。

次に、24ページについてお伺いします。24ページの中段のほうで、5款労働費の5款1項1目の負担金、補助及び交付金、雇用対策事業、これは当初727万2,000円、計上してあります。それで今回、その半分に相当する320万円もこれは減額をしていますが、なぜこれほど事業が遂行できなかったのか、これについてお伺いをしたいと思います。

次に、26ページについてお伺いします。26ページの山あげ会館の件、何人かの議員がもう既に質問しているんですけど、それとこれは全額繰り越しになって、来年度の事業実施にするそうなんですけど、具体的な設計、あの山あげ会館をどのように改修するのか、その辺についてはもう設計書ができ上がっているのかどうか、これについてお伺いします。できていないというふうに。じゃあ、わかりました。できていないのでわかりました。

その下の国見緑地公園内の施設整備費ですね。これ、9月に補正しましたよね。3,333万2,000円。ところが今回は1,044万6,000円減額になりましたが、これは大分、予算からでは大幅な減額になりましたが、これでこの施設整備関係で解体や何か全部整備が終わったのかどうかについてお伺いをしたいと思います。

それと29ページ。これは笑われるかもしれませんが、ここの消防費の中に、29ページの真ん中の付近ですか、9款1項3目の工事請負費が256万円載っていますが、これじゃないかと思うんですけど、サイレンをつけるようですね。後ろの工事の内訳見ますと。これはどこへ、なぜつけるのか、このサイレンについてお伺いをしたいと思います。

あとは、国保会計で、7ページについてお伺いをしたいと思います。この7ページの歳入ですが、1款1目の関係、これで今回、補正3,700万円の1,600万円合わせて国保税が5,451万6,000円減額になりました。大幅な減額なんですけど、これは徴収率が下がったのでしょうか。その辺のところ、この減額理由についてお伺いします。

それともう一つ、この7ページの一番下ですね。国庫補助金。これは療養給付費等負担金として、今回、マイナスが7,250万7,000円です。これがなぜ国庫補助金がこれほどマイナスになったのか。

以上についてお伺いします。

○議長（渡辺健寿） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、総合政策課関連の部分について答弁をさせていただきます。

まず、債務負担行為の補正の部分であります。まず一番最初の自治体情報セキュリティ強化対策事業、市内LAN再構築事業でございますけれども、こちらにつきましては、国の求めに応じまして、自治体のセキュリティ強化対策事業の一環ということで、市内LANの再構築を行うものでございますが、昨年9月定例会におきまして、債務負担行為の議決をいただいたところでございます。このたび入札等の結果、契約額が確定いたしましたことから、債務負担行為の限度額の変更をさせていただくものでございます。

続きまして、地方創生拠点整備交付金でございます。一部、平塚議員の答弁と重複いたしますが、こちらにつきましては、国の平成28年度の第二次補正予算ということで、補正予算に計上されたものでございます。従来、地方創生交付金につきましては、先行型、加速化交付金、いずれもソフト事業がメインでございますけれども、今回の交付金につきましては、未来への投資を実現する経済対策ということで位置づけられておりまして、ハード事業も対象にするということで予算措置されたものでございます。

本市では、この交付金を活用するために、29年度に予定しておりました山あげ会館のリニューアルと城下町ガイドブックの作成、こちらを前倒しで予算措置をいたしまして、国のほうに申請をしたところ、2月3日に交付の内示を受けたところでございます。

補助金につきましては、ハード事業、ソフト事業とも補助対象経費の2分の1が交付されるということと、その裏負担分、ハード事業の裏負担分につきましては、補正予算債という起債が活用できると。充当率100%で、元利償還金に対する交付税措置が50%の起債を活用ができる制度でございます。国の平成28年度の補正予算ということでございますので、3月補正予算で計上させていただいたところでございます。

続いて、3点目のふるさと納税に関する件でございます。ふるさと応援寄附金、こちらについては、現在まで564件の寄附の申し出がございました。2月27日現在で1,959万1,614円が既に入金をいただいております。今後の入金見込みを含めまして、今回、補正予算といたしましては1,970万1,000円の歳入と、それに見合います基金への積立金を計上させていただいたところでございます。

これに伴う返礼品の費用でございますが、品物代、それから送料、手数料等を含めまして、最終的な支出の見込み額が423万4,104円を予定してございます。寄附金に占める返礼品の費用の割合が21.5%でございます。

続きまして、本市の納税者が他の市町に寄附した額と人数ということでございますが、28年分につきましては現在、確定申告の期間中でありまして、現段階では確定することは

できませんが、27年中の寄附に対する人員と寄附金額でございますが、27年度中に他の市町へ寄附した方は、人数にいたしますと83名、寄附金額が947万184円でございます。この関係で、市民税の控除額は400万6,413円ということになってございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） 私のほうから、7ページ、債務負担行為の補正について御説明をいたします。

先ほどの上段のほうと同じでございますが、昨年、補正予算におきまして債務負担行為のほうの議決をいただいたところですが、指定管理者のほうの選定をいただきまして、基本協定書を締結できましたものでございますから、それに伴う変更の補正でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 同じく債務負担行為、一番下になりますが、烏山中学校スクールバス運行業務委託につきましても、昨年、債務負担行為を組んでいただいたものですが、その後、入札によりまして金額に変更が生じたということでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 13ページの国庫支出金のうちの保育所整備交付金809万2,000円について、なぜ事業ができなかったかということでしたが、既にこの事業は実施しております。聖マリア幼稚園の認定こども園整備事業に伴う国庫整備事業でございます。

当初はこの国庫整備事業を予算化しておったんですが、県との協議におきまして、保育所整備交付金につきましては当面、県の安心こども特別対策事業を使うということになっておりまして、15ページを見ていただきまして、15ページの県補助金の3の児童福祉補助金の安心こども特別対策事業費補助金876万6,000円、これに全額振りかえしたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 補正予算書24ページ、5款労働費になります。320万の減額ですが、こちらにつきましては、当初予算732万4,000円のうち、720万円を雇用創造協議会の交付金としてございました。当初、厚生労働省の委託事業が昨年度で終わっていますので、平成28年度、新たに採択を受けるかどうかわからない状況だったものですから、規模を縮小して、単費で少し継続していこうということだったんですが、厚生労働省のほうの

採択が7月に受けられましたので、それ以降の部分につきましては、国のほうの委託金で対応しておりますので、単費でとっていた部分を、支出済みのものを除いて320万円を減額するものでございます。

続きまして、26ページ、国見緑地公園の整備費1,004万6,000円の減額ですが、こちらにつきましては、工事が最終的に終わりました、その事業費の精算でございます。委託料につきましては、その中の委託料は141万6,000円の工事設計の減額、及び863万円の工事請負費の減額ということで、整地をしまして原状回復した上で地権者のほうに返却をしております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 29ページの消防施設整備費並びに34ページ、建設工事一覧表にありますサイレン吹鳴装置設置工事でございますが、こちら、設置する箇所は落合地区でございます。落合地区消防団が向田に統合されまして、もともと詰所があった場所が国有地で、返還をしなければいけないということで、解体工事を今進めております。消防詰所の上にあったサイレンを近接の私有地に設置をするということで、それに係る工事費を計上させていただきました。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） それでは、国民健康保険事業勘定についての御質問についてお答えいたします。

補正予算書7ページ、まず初めに、国民健康保険税の減額理由ということですが、徴収率が落ちたのかという御指摘でしたが、今回の補正に当たりましては、収納率は平成27年度の実績とほぼ同じものを使って計算をさせていただいております。

ではなぜ下がったのかということですが、大きく2つの理由がありますが、1つは、やはり国民健康保険に加入している方の課税標準額が、予測していたよりも低かったということが大きな要因です。28年度の税制改正のときに課税標準額を計算しまして、今回、税率でどのくらいの徴収率が上がるかという計算もしたところですが、それでも当初予算にはそれを低く抑えまして、95%ぐらいの課税標準額で計算をしていたんですが、実際にはそれをさらに下回ってしまったということで、国民健康保険に加入している方の所得が落ちているということが原因になるかと思えます。

もう一つは、被保険者数も予想していたよりも大きく減少しておることがありまして、それらも関係しているかと思えます。

次に、国庫支出金の減額理由ですが、今回、国庫支出金の減額は、3つの交付額が決定したことによる減額補正をさせていただいたんですが、1つは、療養給付費等負担金交付額が決定したことによって、4,250万円の減額。こちらは医療費、療養給付費、療養費、高額療養費等の合わせた額が基本となって算出されるものですが、それが当初の見込みよりも低かったことによって、交付額のほうも今回、交付決定額が減額されたということです。

それから、2点目は、介護納付金負担金の交付額が決定したということですが、こちらも当初、見込んでいたよりも40歳から65歳までの2号被保険者が減少したことによるものと、それから1人当たりの負担金の額が当初予定していたよりも若干低額になったということが原因になります。

それから、3点目の後期高齢者医療支援金負担金の交付額につきましては、現年度、今年度、28年度の交付額については当初予算の見込みと大きな差はなかったんですけども、こちら、平成26年度分の精算というものが算出基礎に入ってきてまして、その26年度分の精算によって若干、減額された措置が行われたために、1,267万円ほど減額の補正予算とさせていただきました。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第10号から議案第17号までの8議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第25 議案第10号 平成28年度那須烏山市一般会計補正予算第4号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第11号 平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第27 議案第12号 平成28年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第28 議案第13号 平成28年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第29 議案第14号 平成28年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第30 議案第15号 平成28年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第31 議案第16号 平成28年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決い

たしました。

次に、日程第32 議案第17号 平成28年度那須烏山市水道事業会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第33 議案第1号から、日程第41 議案第9号までの平成29年度那須烏山市一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、熊田診療所特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、介護保険特別会計予算、農業集落排水事業特別会計予算、下水道事業特別会計予算、簡易水道事業特別会計予算、水道事業会計予算の9議案については、いずれも平成29年度当初予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第33 議案第1号 平成29年度那須烏山市一般会計予算について
 - ◎日程第34 議案第2号 平成29年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について
 - ◎日程第35 議案第3号 平成29年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について
 - ◎日程第36 議案第4号 平成29年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について
 - ◎日程第37 議案第5号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
 - ◎日程第38 議案第6号 平成29年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について
 - ◎日程第39 議案第7号 平成29年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について
 - ◎日程第40 議案第8号 平成29年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について
 - ◎日程第41 議案第9号 平成29年度那須烏山市水道事業会計予算について

○議長（渡辺健寿） よって、議案第1号から議案第9号までの平成29年度当初予算については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第9号までの提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成29年度那須烏山市一般会計予算についてであります。本市の財政状況は、高率で推移をしている経常収支比率や、恒常的な自主財源比率の低さから、財政の硬直化に直面をしているところでございます。

国においては、平成29年度予算編成の基本方針に基づき、引き続き経済・財政再生計画2年目に当たる年として、聖域なき徹底した見直しを推進をするとともに、地方においても、国と同調した見直しを求めています。一方で、一億総活躍社会の実現や人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯どめをかけるまち・ひと・しごと創生の着実な推進を進めているところであります。

さて、本市の平成29年度一般会計予算でございますが、歳入では、普通交付税の合併算定替えの縮減開始2年目となりまして、財源の確保がますます困難な状況にあります。

歳出では、合併特例債の発行により、市債償還金が高額で推移をしておりまして、引き続き厳しい財政運営が続くものと、このように予想されます。

このような中で、平成29年度は総合計画後期基本計画の総仕上げの年といたしまして、引き続き市民福祉の向上と安全安心なまちづくりを進めてまいります。また、さらにユネスコ無形文化遺産登録を果たした烏山の山あげ行事や、JR烏山線といった地域資源を活用した交流人口増加対策、子育て支援のさらなる充実など各種施策を予算に反映をし、まち・ひと・しごと創生総合戦略をより骨太な戦略として引き続き推進をしてまいります。

一方で、中長期財政計画、公共施設等総合管理計画といった主要な計画に基づきながら、選択と集中の基本的な考え方のもと、歳出の見直しに労力を傾注し、予算規模の縮減に努めてまいりました。

以上のことから、平成29年度当初予算を総括をさせていただくならば、「財政健全化への取り組みと、地方創生総合戦略の両立に最大限配慮した予算」となっております。この結果、平成29年度一般会計歳入・歳出総額予算は、昨年度比4億3,900万円減額、率にいたしまして3.8%マイナスの110億4,500万円といたしました。

主な内容を御説明申し上げます。まず、歳入でございます。市税は、前年度比1億780万

8,000円、3.7%増とし、総額30億5,587万円といたしました。主要な税目では、市民税は、個人住民税について若干の増額を見込み、固定資産税は償却資産の伸びから8,232万8,000円の増額を見込みました。

地方交付税は、合併算定替の縮減が2年目となり、さらなる減額が想定されるものの、平成28年度の実績を勘案し、前年度同額44億円といたしました。このうち普通交付税は39億円、特別交付税5億円といたしております。

国庫支出金は、地方創生推進交付金や、子供のための教育・保育給付費負担金の増額などにより、前年度比5,780万7,000円、6.0%増の10億2,281万7,000円といたしました。

繰入金は、財源不足を財政調整基金等から繰り入れるものでございますが、予算規模の縮減に努めた結果、前年度比4,866万3,000円、16.8%減の2億4,062万7,000円といたしております。

市債は、武道館本体工事完了に伴う減により、前年度比4億1,050万円、45.7%減の4億8,790万円といたしました。そのうち合併特例債につきましては、前年度比2,750万円、32.2%減の5,790万円といたしております。

臨時財政対策債は、平成28年度の実績と、国の地方財政計画を勘案し、前年度比1億円、20%減の4億円といたしております。

次に、歳出でございます。議会費は、職員人件費の減額等により、前年度比203万9,000円、1.4%減の1億4,455万円といたしております。

総務費は、地域おこし協力隊事業費や、JR烏山線沿線まちづくり推進事業費の増などによりまして、前年度比284万7,000円、0.2%増の12億4,344万1,000円といたしました。

民生費は、にこにこ保育園施設整備費や、私立保育施設運営委託事業費などの増によりまして、前年度比773万9,000円、0.2%増の34億9,285万8,000円といたしました。

衛生費は、じんかい収集処理費における広域行政事務組合負担金などの減によりまして、前年度比2,596万円、1.9%減の13億7,041万1,000円といたしております。

労働費は、雇用対策事業の減によりまして、前年度比680万円、92.8%減の52万4,000円といたしました。

農林水産業費は、新食肉センター新設整備に対する出資金など増額はあるものの、畜産振興費の減によりまして、前年度比1億487万5,000円、22.2%減の3億6,675万7,000円といたしました。

商工費は、企業誘致事業費などの増によりまして、前年度比3,980万円、9.0%増の4億8,091万1,000円といたしました。

土木費は、下水道事業特別会計繰出金の増額はあるものの、社会資本整備総合交付金、合併特例債等を活用した道路整備費などの減によりまして、前年度比1,711万7,000円、2.7%減の6億2,621万7,000円といたしました。

消防費は、広域行政事務組合負担金の増額により、前年度比509万8,000円、0.9%増の5億8,644万2,000円といたしました。

教育費は、武道館施設整備費や、南那須中学校施設整備費、国体開催整備事業などの事業完了に伴う減によりまして、前年度比3億1,123万3,000円、19.5%減の12億8,111万7,000円といたしました。

以上の結果、歳出予算の目的別構成比では、民生費31.6%、公債費13.0%、衛生費12.4%、教育費11.6%の順となっております。

また、性質別構成比では、補助費等が22.4%を占め、以下、人件費17.4%、物件費16.4%、扶助費14.3%となっております。

次に、議案第2号は、平成29年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算についてであります。

国民健康保険は、国民皆保険の最後のとりでといたしまして、被用者保険に加入する人を除く全ての人を被保険者としているために、他の医療保険に比べて低所得者層や高齢者を多く抱えるという構造的な問題を抱えております。このため、国保の財政運営は極めて厳しい状況にあります。平成30年度の新国保制度の導入に向けて、県内の平準化を見据えた国保税率の改正や保険事業の見直し等を行い、国保財政の健全化に努めているところでもございまして、今後も適正な予算編成を図ってまいります。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定から御説明を申し上げます。平成29年度事業勘定の歳入・歳出予算総額は、前年度比2.8%増の41億6,611万8,000円でございます。

歳出の主な内容は、保険給付費が予算総額の58.3%を占めておりまして、次に共同事業拠出金22.9%、後期高齢者支援金等11.7%、介護納付金4.8%となっております。

主な財源は、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金であります。一般財源である国民健康保険税は、前年度比6.1%減の8億3,260万円となっております。交付金等の伸びによりまして、歳入総額では前年度比1億1,481万3,000円の増となっております。なお、財源不足につきましては、財政調整基金繰入金といたしまして、6,000万円を計上しておりますが、前年度までの一般会計からの赤字補填繰り入れは解消しています。

次に、診療施設勘定であります。平成29年度診療施設勘定歳入・歳出予算総額は、前年度とほぼ同額の7,352万3,000円となっております。

歳出の主な内容は、総務費が予算総額の62.4%を占める4,586万2,000円で、次いで医業費が33.3%、2,451万9,000円となっております。なお、歳入の主な財源は診療収入でございます。

次に、議案第3号は、平成29年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算についてであります。平成29年度熊田診療所特別会計の歳入・歳出予算総額は、前年度比3.3%、金額にいたしまして167万円増の5,174万3,000円でございます。

歳出の主な内容は、総務費が68.7%を占めておりまして、続いて医業費が30.3%となっております。主な財源は、診療収入及びへき地診療所補助金でありまして、不足財源につきましては一般会計繰入金をもって措置をいたしましたが、繰入金額は減少いたしております。

診療所の経営につきましては、厳しい状況が続いておりますが、特に高齢者の受診者が定着をしております、地域に根差した医療機関といたしまして、地域住民の医療の確保と健康増進に大きな役割を担っております。今後とも健全運営に努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

議案第4号は、平成29年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。平成29年度後期高齢者医療特別会計の歳入・歳出予算総額は、前年度比約3.2%減の3億1,681万3,000円でございます。

歳出の主な内容は、保険料等の広域連合納付金が88.9%を占め、次いで健康診査事業が9.5%となっております。

主な財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金であります。このうち後期高齢者医療保険料は、60.5%を占める1億9,175万5,000円で、前年度比2.1%の減となっております。繰入金は、国民健康保険と同様に、低所得者や被用者保険の被扶養者に対して減額をした保険料額を補填するため、県及び市が負担する保険基盤安定繰入金を8,989万5,000円、事務費繰入金を907万2,000円計上いたしております。

なお、後期高齢者医療の保険料率は、前年度と変わらず、被保険者数は、平成28年4月から9月までの月平均被保険者数から1%増の4,867人を見込んでおります。

次に、議案第5号は、平成29年度那須烏山市介護保険特別会計予算についてであります。平成29年度介護保険特別会計の歳入・歳出予算の総額は前年度比180万円減の0.07%減でございます。25億5,020万円でございます。

歳入につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費の財源といたしまして、第1号被保険者介護保険料を初め、国、社会保険診療報酬支払基金、県及び市の負担分が主なものでござ

います。

歳出につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費などがございます。

平成29年度は那須烏山市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の最終年度となりますが、引き続き介護給付費の適正化に努めてまいりたいと存じます。昨年4月から、地域支援事業といたしまして、介護予防・日常生活支援総合事業を開始いたしました。第6期の介護保険制度の改正におきまして、これまで介護予防給付に位置づけられておりました介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業に位置づけられることとなりまして、新たに訪問型サービス、通所型サービスとして実施をするとともに、介護予防事業といたしましては、市地域包括支援センターを中心に、楽笑長生き教室の実施や、ふれあいの里事業の拡充、介護予防サポーターの支援、総合相談事業、認知症総合支援事業などに積極的に取り組み、介護予防と健康増進を推進してまいりたいと考えております。

さらに、今後において予想されるさらなる高齢化社会に対応するため、介護サービスの充実と質の向上、及び介護保険事業の円滑な運営に努めてまいる所存でございます。

議案第6号は、平成29年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。平成29年度農業集落排水事業特別会計の歳入・歳出予算総額は、前年度比190万円、3.2%減の5,710万円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等施設の維持管理費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。財源につきましては、事業加入金、使用料、一般会計繰入金及び市債等をもって措置をいたしております。

興野地区の農業集落排水事業は、平成12年1月の供用開始以来、施設の維持管理及び水洗化率の向上に取り組んでおまして、平成28年3月末水洗化率88.7%となっております。

議案第7号は、平成29年度那須烏山市下水道事業特別会計予算についてであります。平成29年度下水道事業特別会計歳入・歳出予算総額は、前年度比5,410万円、15.2%増の4億1,050万円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等の維持管理費、管渠築造工事費、南那須水処理センター耐震補強工事費、管渠工事及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。

財源は、受益者負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債等であります。

下水道事業は、平成25年3月に全体計画の見直し及び認可区域の拡大を行いました。烏山中央処理区における平成28年3月末の整備面積は約110.8ヘクタールで、水洗化率は34.9%、年間汚水処理量は15万4,041立方メートルであります。

また、南那須処理区は、平成25年3月末までに全体計画区域の63.8ヘクタール全ての整備が完了しておまして、水洗化率は89.3%、年間汚水処理量は16万5,101立方メ

ートルでございます。

今後は、烏山中央処理区の整備を進めるとともに、引き続き水処理施設の良好な維持管理と水洗化率の向上に努めてまいり所存でございます。

議案第8号は、平成29年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算についてであります。簡易水道事業は、安心安全な水道水の供給により、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、円滑な事業運営と水道施設の維持管理に万全を期してまいり所存であります。

本会計の予算総額は1億407万4,000円でございます。支出の主なものは、業務委託料として、境東簡易水道区域の耐震2次診断業務を計上するほか、簡易水道の人件費、維持管理費、市債の償還に伴う元金及び利息となります。

これらの財源につきましては水道使用料、加入金、一般会計繰入金等をもって措置をいたしております。

議案第9号は、平成29年度那須烏山市水道事業会計予算についてでございます。水道事業につきましては、市民生活を支える重要な公共インフラでありますことから、引き続き健全な運営と公共の福祉の増進に心がけ、良質で安全な水道水を安定的に供給することにより、多くの市民の皆様方から信頼される水道事業経営を推進をしてみたいと考えております。

また、その事業経営におきましては、収納率の向上、経費の節減など、なお一層、企業努力を重ね、利用者の利便性とサービスの向上を図るとともに、自然災害に対する備えにも十分配慮しながら、今後も公衆衛生の維持と安定供給のために、また、施設の管理や整備等に努めてまいりたいと考えております。

平成29年度当初予算の業務概要であります。給水戸数8,641戸、年間給水量226万8,636立方メートル、1日平均給水量6,215立方メートル、主な建設改良事業費は2,521万8,000円で、田野倉地内配水管布設替工事を実施をいたす予定でございます。

水道事業収益の主なものは、水道料金、他会計補助金等で5億5,997万6,000円であります。水道事業費用の主なものは、水道維持管理費、人件費、減価償却費、支払利息等で4億9,652万3,000円であります。

投資的経費であります資本的収入の主なものは、他会計出資金等で4,184万2,000円であります。

資本的支出の主なものは、建設改良費、企業債償還金でありまして、2億7,947万8,000円でございます。

以上が議案第1号から議案第9号までを一括して提案理由の説明を申し上げたところでございます。どうか慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、3月7日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、平成29年度当初予算の質疑については、3月7日に行うことといたします。

◎日程第42 議案第38号 南那須地区広域行政事務組合理約の変更について

○議長（渡辺健寿） 日程第42 議案第38号 南那須地区広域行政事務組合理約の変更についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第38号 南那須地区広域行政事務組合理約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

南那須地区広域行政事務組合では、広域行政圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施の連絡調整に関する事務を共同処理事務といたしまして執行し、南那須地区広域行政圏計画基本構想を、平成19年度を初年度、平成28年度を目標年度といたしまして、10カ年計画といたしまして基本計画を、平成19年度から平成23年度の5カ年計画として事務を執行してまいりました。

しかし、平成20年度をもって広域行政圏計画策定要綱が廃止をされたことに伴いまして、基本構想の理念を継承しながら、平成25年度から平成29年度の5カ年計画として、新たに南那須地区広域行政事務組合事業推進計画を策定をして、事務を執行しているところでございます。

このため、基本構想が目標年度といたします平成28年度を迎えたことから、規約第4条に規定する組合の共同処理する事務のうち、第1号、広域行政圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施の連絡調整に関する事務を削除するため、組合理約の一部を変更するものでございます。

つきましては、この規約の一部を変更することについて、関係市町が協議をすることについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提

案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第42 議案第38号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（渡辺健寿） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は3月2日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

〔午後 5時58分散会〕